

紙推進協ニュース 2024年10月31日 No.120

紙製容器包装リサイクル推進協議会 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-1-21 新虎ノ門実業会館 8階
TEL : 03-3501-6191 ホームページ : <http://www.kami-suisinkyō.org/>
FAX : 03-3501-0203 Eメール : p@kami-suisinkyō.org

本紙推進協ニュース No. 120では、①2025年度再商品化委託申し込み用算定係数②2025年度再商品化実施委託単価及び2024年度抛出委託単価③容リ制度見直しの関連動向④委員会活動報告⑤3R推進団体連絡会活動報告についてお知らせいたします。*消費税抜きにしています。

① 算定係数

産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 資源循環経済小委員会の容器包装リサイクルワーキンググループが9月26日にWeb開催、2024年度の再商品化義務量の算定に係る量、比率等の数値が審議され承認されたのを受け、当推進協議会で試算しました2025年度再商品化委託申し込み用算定係数をお知らせいたします。

② 再商品化実施委託単価及び抛出委託単価

10月11、18、21日に開かれました公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の紙容器事業委員会、総務企画委員会及び臨時理事会で2025年度再商品化実施委託単価及び2024年度抛出委託単価が了承されました。各素材別の再商品化実施委託単価並びに抛出委託単価は下記の表1の通りです。

紙製容器包装の2025年度再商品化実施委託単価は22,000円/トン(前年度25,000円/トン)、2024年度抛出委託単価は5年連続で0円となりました。

表1 再商品化実施委託単価、抛出委託単価(共に消費税抜き)

| | | 2025年度再商品化実施委託単価 | 2024年度抛出委託単価 |
|-------------|-----|------------------|--------------|
| 紙製容器包装 | | 22,000円/トン | 0円/トン |
| ガラスびん | 無色 | 11,000円/トン | 0円/トン |
| | 茶色 | 13,900円/トン | 0円/トン |
| | その他 | 20,200円/トン | 0円/トン |
| PETボトル | | 8,800円/トン | 1,800円/トン |
| プラスチック製容器包装 | | 63,000円/トン | 0円/トン |

再商品化義務量に係る算定係数、再商品化実施委託単価、抛出委託単価は、暫定値です。

算定係数及び単価に変更があった場合は、速やかに連絡いたします。

上記の抛出金委託単価を用いて、2024年度抛出金は表2のように見込まれています。

表2 2024年度再商品化合理化抛出金見込額(消費税抜き)

| | | 2024年度合理化抛出金見込額 | 参)2023年度合理化抛出金 |
|-------------|-----|-----------------|----------------|
| 紙製容器包装 | | 0円 | (0円) |
| ガラスびん | 無色 | 0円 | (0円) |
| | 茶色 | 0円 | (0円) |
| | その他 | 0円 | (0円) |
| PETボトル | | 266,136,000円 | (277,054,755円) |
| プラスチック製容器包装 | | 0円 | (0円) |

《2025 年度紙製容器包装再商品化実施委託単価の計算方法》

$$\text{再商品化実施委託単価} = \frac{\text{市町村からの引取見込量} \times \text{再商品化事業者見込委託単価} + \text{協会経費}}{\text{特定事業者と市町村からの再商品化委託申込見込量}}$$

◇上記算式に以下数字を入れると 2025 年度再商品化実施委託単価は 22,000 円/t(昨年度は 25,000 円/t)。

1. 上記算式分子の市町村からの引取見込量は、2025 年度の市町村引渡調査結果 13,627t を基にして今後の社会・経済活動の動向などを勘案し、14,000t (昨年度は 15,000 t) とする。
国際社会の不透明な状況や円安等による物価・物流費の上昇等々を踏まえ、逆有償での落札が予測される市町村引取見込量 = $14,000 \text{ t} \times 40\% = 5,600\text{t}$ 。
2. 上記算式分子の再商品化事業者見込委託単価 (逆有償分) は、2024 年度の逆有償落札平均単価が 13,186 円/ト (消費税抜き) であったことを勘案し、14,500 円/t(消費税抜き) と見込む。
3. 上記算式分子の協会経費は、指定法人 2025 年度予算における紙容器事業部負担分より 326,700 千円 (消費税抜き) とする。2024 年度予算 327,499 千円 (消費税抜き) と比較し約 800 千円の減額予算。
4. 上記算式分母の特定事業者等からの再商品化委託申込見込量は、特定事業者からの委託申込見込量 (=再商品化義務総量 = 18,810t/昨年は 17,820t) + 市町村からの委託申込見込量 (引取見込量 14,000t × 市町村負担率 0.01) で計算し、18,950t (昨年は 17,970t) とする。

以上から

2025 年度再商品化実施委託単価(消費税抜き)

$$= 5,600\text{t} \times 14,500 \text{ 円/t} + 326,700 \text{ 千円} = 407,900 \text{ 千円} \div 18,950\text{t} = 21,525 \text{ 円/t} \approx 22,000 \text{ 円/t}$$

2024 年度再商品化実施委託単価(消費税抜き)

$$= 7,500\text{t} \times 14,600 \text{ 円/t} + 327,499 \text{ 千円} = 436,999 \text{ 千円} \div 17,970\text{t} = 24,318 \text{ 円/t} \approx 25,000 \text{ 円/t}$$

再商品化費用の前年度との比較

$$407,900 \text{ 千円} \div 436,999 \text{ 千円} = 93.3\% \text{ となり前年度の再商品化費用の } 6.7\% \text{ 減。}$$

《2024 年度紙製容器包装抛出委託単価の計算方法》

$$\text{抛出委託単価} = \frac{\text{2024 年度分として見込まれる再商品化合理化拠出金 (A)}}{\text{2024 年度分として見込まれる特定事業者からの再商品化委託申込総量 (B)}}$$

◇上記算式に以下数字を入れて求めた結果より、2024 年度抛出委託単価は 0 円/t となります。

1. 再商品化合理化拠出金 = (想定額 - 「現に要した費用」の見込金額) × 1/2

① 想定額 = 想定単価 × 想定量

- ・ 想定単価は直近 3 年間 (2020~2022 年度) の再商品化実績単価の平均値 2,676 円/t
- ・ 想定量は各市町村から日本容器包装リサイクル協会への 2024 年度引渡見込量 13,934t

$$\text{以上から想定額は } 2,676 \text{ 円/t} \times 13,934\text{t} = 37,287 \text{ 千円 (消費税抜き)}$$

② 「現に要した費用」の見込金額

2024 年度の 4 月から 8 月までの 5 か月間に要した特定事業者負担分の再商品化費用 22,213 千円から 1 年間の再商品化に要する費用を 53,311 千円 と見込む。

$$\text{以上①②より再商品化合理化拠出金 } (\text{①} - \text{②}) \times 1/2 = \underline{-8,012 \text{ 千円 (A)}}$$

2. 2024 年度分として見込まれる特定事業者からの再商品化委託申込の総量

・ 再商品化委託申込総量 19,766 t (B)

$$\text{以上から } 2024 \text{ 年度抛出委託単価 (円/t) (消費税抜き)} = (\text{A}) / (\text{B}) = \underline{-405 \text{ 円/t}} \Rightarrow \underline{0 \text{ 円/t}}$$

* 2025 年度再商品化実施委託金及び 2024 年度抛出委託金に対し、一括して指定法人より請求がある予定です。

* 別添資料として、指定法人の 2024 年度第 2 回紙容器事業委員会、第 2 回総務企画委員会で配布されました資料の抜粋を添付いたします。紙製容器包装の再商品化状況、並びに実施委託単価、抛出委託単価に関する詳しい説明が書かれていますのでご覧いただきたいと思ひます。

③ 容リ制度見直しの関連動向

<産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 資源循環経済小委員会>

第2回の容器包装リサイクルワーキンググループは9月26日にWeb開催され、2024年度の「容器包装リサイクル法の再商品化義務量算定に係る量、比率等について」審議され、承認されました。

当推進協議会は9月25日に経済産業省資源循環経済課の事前説明会(Web開催)に参加しました。

<中央環境審議会 循環型社会部会>

第57回の中央環境審議会循環型社会部会において、8月に決定された第五次循環型社会形成推進基本計画と整合させる形で、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更について、骨子案が示されました。

今後は、11月の意見公募を経て令和7年2月に交付予定です。

④ 委員会活動報告

<3R改善事例集第18版> (総務委員会)

今年度は2024年度の改善事例及び2023年度の改善事例に加えて、「容器包装3R推進のための自主行動計画」をまとめ、第18版を12月に発行予定です。

<回収量調査> (総務委員会)

今年度も行政収集及び集団回収について、人口10万人程度以上の全国295市区に紙製容器包装の回収量に係るアンケート調査を実施しました。

<組成分析調査> (技術委員会)

容リルートで「紙製容器包装」を行政収集している北海道旭川市、集団回収で「雑誌・雑がみ」の回収を実施している千葉県千葉市の組成分析を実施し、紙製容器包装の構成比を調査しました。

⑤ 3R推進団体連絡会活動報告

<容器包装3R推進フォーラム>

今年度は2025年1月28日に文京区湯島の全労連会館にて「サーキュラーエコノミーの推進に向けた容器包装3Rの意義」をテーマとし、第19回容器包装3R推進フォーラムを開催予定です。

<容器包装交流セミナー>

容器包装の3Rに関する市民・自治体・事業者との意見交換会として、「容器包装交流セミナー」を7月2日に高松市で開催しました。11月21日には岐阜市で開催予定となっています。

<3R市民リーダー育成プログラム>

当推進協議会が主幹事を務めている3R市民リーダー育成プログラムとして、NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネットと連携して、自治体担当者向けに「容器包装の3Rと普及啓発に関する情報交換会」を6月13日にWeb併用で開催し8自治体が参加しました。

また、3R市民リーダーの「スキルアップ研修」を12月9日に開催予定です。

<3R推進全国大会>

環境省の主催で、10月24日に埼玉県さいたま市で「第18回3R推進全国大会」が開催され、3R推進団体連絡会として出展し、各団体が説明を行いました。

<公益財団法人 全国都市清掃会議 臨時総会>

公益財団法人全国都市清掃会議臨時総会が10月23日に福井市で開催され、3R推進団体連絡会として出展し、来賓として意見交換に出席しました。

<エコプロ 2024>

第 25 回エコプロ 2024「いまこそ SX（サステナビリティトランスフォーメーション）」は、12 月 4 日～12 月 6 日の期間にて東京ビッグサイトで開催されることになりました。当推進協議会は、日本容器包装リサイクル協会の小間に 4 素材（紙、プラ、PET、ガラス）で参加し展示する予定です。

<自主行動計画 2025 フォローアップ報告会>

12 月 17 日 に経団連会館にて、自主行動計画 2025 の 3 年目である 2023 年度の取り組み成果を記者発表する予定です。

【添付資料】

- ・資料 1：再商品化義務量に用いる算定係数（2025 年度、2024 年度）試算
- ・資料 2：「産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会
容器包装リサイクルワーキンググループ」資料抜粋
- ・資料 3：日本容器包装リサイクル協会「令和 6 年度第 2 回紙容器事業委員会」資料抜粋
日本容器包装リサイクル協会「令和 6 年度第 2 回総務企画委員会」資料抜粋
- ・資料 4：「中央環境審議会循環型社会部会」資料抜粋

参考資料

紙製容器包装の再商品化義務量に用いる算定係数(2025年度)試算

算定係数は、産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会 容器包装リサイクルワーキンググループの審査(2024年9月26日;Web開催)資料より試算したものを、パブリックコメント後に確定。
 商品化実施委託単価 = 22,000円/トン (日本容器包装リサイクル協会10月総務企画委員会での暫定値)

2024年10月21日

<表1> 自主算定方式 (2025年度) 試算

| 業種の区分 | 紙製容器包装 | | プラスチック製容器 | | ガラスびん | | | | ペットボトル | | | |
|------------------------------|---------|---------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|-----------|
| | 利用 | 製造等 | 利用 | 製造等 | 無色 | | 茶色 | | その他 | | | |
| | | | | | 利用 | 製造等 | 利用 | 製造等 | 利用 | 製造等 | | |
| 1 食料品製造業 | 0.02856 | 0.00089 | 0.63463 | 0.03255 | 0.28518 | 0.01615 | 0.36392 | 0.00371 | 1.13042 | 0.05931 | 0.28912 | 0.02044 |
| 2 清涼飲料製造業及び茶・コヒー製造業 | 0.02692 | 0.00216 | 0.63219 | 0.02403 | 0.26222 | 0.03574 | 0.33481 | 0.02653 | 1.05229 | 0.12719 | ※ 0.26375 | ※ 0.03676 |
| 3 酒類製造業 | 0.02775 | 0.00096 | 0.64128 | 0.00747 | 0.27528 | 0.02184 | 0.35405 | 0.01237 | 1.12019 | 0.06077 | 0.29618 | 0.01363 |
| 4 油脂加工製品・石鹼・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業 | 0.02810 | 0.00081 | 0.61132 | 0.04631 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 5 医薬品製造業 | 0.02918 | 0.00014 | 0.65619 | 0.00576 | 0.30078 | 0.00189 | 0.35074 | 0.01407 | 1.18257 | 0.03748 | — | — |
| 6 化粧品・歯磨その他の化粧品調整品製造業 | 0.02896 | 0.00045 | 0.62831 | 0.02614 | 0.29698 | 0.00781 | 0.35369 | 0.01336 | 1.08794 | 0.05762 | — | — |
| 7 小売業 | 0.02924 | 0.00025 | 0.66130 | 0.00754 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 8 その他の事業 | 0.02921 | 0.00029 | 0.65561 | 0.01270 | 0.28622 | 0.01097 | 0.36776 | 0.00000 | 1.24908 | 0.02007 | — | — |
| 包装委託単価 | 22,000 | — | 63,000 | — | 11,000 | — | 13,900 | — | 20,200 | — | — | 8,800 |

委託料(円) = 排出見込量(トン) × 算定係数 × 委託単価(円/トン)

排出見込量(トン) = ①前年度において販売した商品に利用した特定容器包装の量(トン) - [②、①の内自ら又は他社への委託により回収した量(トン) + ③、①の内事業活動により消費された商品に用いた量(②と重複する量を除く(トン))]

※清涼飲料製造業

<表2> 簡易算定方式 (2025年度) 試算

| 業種の区分 | 紙製容器包装 | | プラスチック製容器 | | ガラスびん | | | | ペットボトル | | | |
|------------------------------|---------|---------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|-----------|
| | 利用 | 製造等 | 利用 | 製造等 | 無色 | | 茶色 | | その他 | | | |
| | | | | | 利用 | 製造等 | 利用 | 製造等 | 利用 | 製造等 | | |
| 1 食料品製造業 | 0.02428 | 0.00071 | 0.53943 | 0.02930 | 0.28518 | 0.01615 | 0.34572 | 0.00371 | 1.07390 | 0.05931 | 0.27467 | 0.01941 |
| 2 清涼飲料製造業及び茶・コヒー製造業 | 0.02423 | 0.00216 | 0.56897 | 0.02403 | 0.23600 | 0.03574 | 0.30133 | 0.02653 | 0.94706 | 0.12719 | ※ 0.23737 | ※ 0.03676 |
| 3 酒類製造業 | 0.01942 | 0.00091 | 0.48096 | 0.00747 | 0.19270 | 0.02075 | 0.24783 | 0.01237 | 0.72813 | 0.05166 | 0.25176 | 0.01363 |
| 4 油脂加工製品・石鹼・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業 | 0.02248 | 0.00081 | 0.55018 | 0.04631 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 5 医薬品製造業 | 0.01751 | 0.00012 | 0.29529 | 0.00432 | 0.18047 | 0.00142 | 0.26305 | 0.01407 | 1.06431 | 0.03748 | — | — |
| 6 化粧品・歯磨その他の化粧品調整品製造業 | 0.02751 | 0.00042 | 0.53237 | 0.02614 | 0.28213 | 0.00742 | 0.33600 | 0.01336 | 1.03354 | 0.05762 | — | — |
| 7 小売業 | 0.01901 | 0.00017 | 0.56211 | 0.00678 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 8 その他の事業 | 0.02483 | 0.00020 | 0.45893 | 0.00762 | 0.22898 | 0.00933 | 0.25743 | 0.00000 | 1.12417 | 0.02007 | — | — |
| 包装委託単価 | 22,000 | — | 63,000 | — | 11,000 | — | 13,900 | — | 20,200 | — | — | 8,800 |

委託料(円) = 前年度において販売した商品に利用した特定容器包装の量(トン) × 算定係数 × 委託単価(円/トン)

※清涼飲料製造業

産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会
容器包装リサイクルワーキンググループ（第2回）

議事次第

日 時：令和6年9月26日(木) 14:30～16:00

場 所：オンライン開催

議 題： 容器包装リサイクル法の再商品化義務量算定に係る量、比率等について

配布資料：

資料1 委員名簿

資料2 再商品化義務量の算定に係る量、比率等について

参考資料1 再商品化義務量の算定に係る量、比率等の算定方法について

参考資料2 容器包装リサイクル制度を取り巻く現状

産業構造審議会イノベーション・環境分科会
資源循環経済小委員会
容器包装リサイクルワーキンググループ 委員名簿

(敬称略、50音順)

○座長

斉藤 崇 杏林大学総合政策学部教授

○委員

足立 夏子 NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット事務局長
池田三知子 一般社団法人日本経済団体連合会環境エネルギー本部本部長
稲林 芳人 アルミ缶リサイクル協会専務理事
大下 英和 日本商工会議所 産業政策第二部長
大角 亨 一般財団法人食品産業センター専務理事
小野田弘士 早稲田大学理工学術院大学院環境・エネルギー研究科教授
織 朱實 上智大学大学院地球環境学研究科教授
金澤 貞幸 公益社団法人全国都市清掃会議専務理事
川村 節也 紙製容器包装リサイクル推進協議会専務理事
小山 遊子 日本チェーンストア協会環境委員会委員
笹尾 俊明 立命館大学経済学部教授
佐藤 澄人 PETボトルリサイクル推進協議会会長
篠木 幹子 中央大学総合政策学部教授
高橋 宏郁 スチール缶リサイクル協会専務理事
田中 希幸 ガラスびん3R促進協議会理事・事務局長
田辺 恵子 主婦連合会副会長
玉谷真太郎 日本石鹼洗剤工業会容器・廃棄物専門委員会委員長
野中 秀広 プラスチック容器包装リサイクル推進協議会専務理事
根村 玲子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
環境委員会委員長
舟竹以久代 一般社団法人日本百貨店協会環境・社会貢献委員会委員
増田 明子 専修大学商学部教授
町野 静 弁護士法人イノベンティア 弁護士
森塚 伸 段ボールリサイクル協議会理事運営委員長

再商品化義務量の算定に係る量、比率等について

<趣旨>

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号。以下「法」という。)に基づき、特定事業者(特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者及び特定包装利用事業者)は、毎年度、主務省令で定める方法により算定される再商品化義務量の再商品化をすることが義務付けられている。

特定事業者の再商品化義務量の算定に係る量、比率等(以下「量、比率等」という。)は、法第11条から第13条までの規定に基づき、主務大臣が定めることとされている。

法第44条に基づき、主務大臣は、量、比率等を定めようとする場合において、必要があると認めるときは、関係事業者その他の利害関係者の意見を聴くものとされていることから、翌年度に適用する量、比率等(案)について、本WGにお示しするものである。

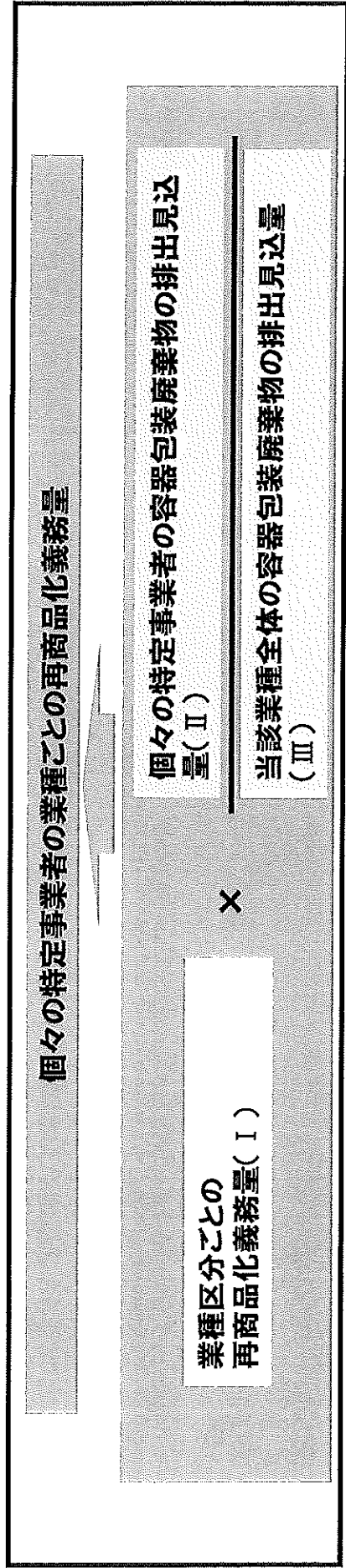
<本WGにお示しする量、比率等>

| | |
|---|------|
| A 特定事業者責任比率(法第11条第3項) | 表1-1 |
| B 再商品化義務総量(法第11条第3項) | 表1-2 |
| C 特定容器比率(法第11条第2項第1号) | 表2 |
| D 業種別比率(法第11条第2項第2号イ) | 表3 |
| E 業種別特定容器利用事業者比率(法第11条第2項第2号ロ) | 表4 |
| F 事業系比率(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第10条及び特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令第2条) | 表5 |
| G { <ul style="list-style-type: none"> 業種別特定容器利用事業者総排出見込量(法第11条第2項第2号ニ) 業種別特定容器製造等事業者総排出見込量(法第12条第2項第2号ニ) 特定包装利用事業者総排出見込量(法第13条第2項第3号) | } 表6 |

※表の番号は資料中のもの。

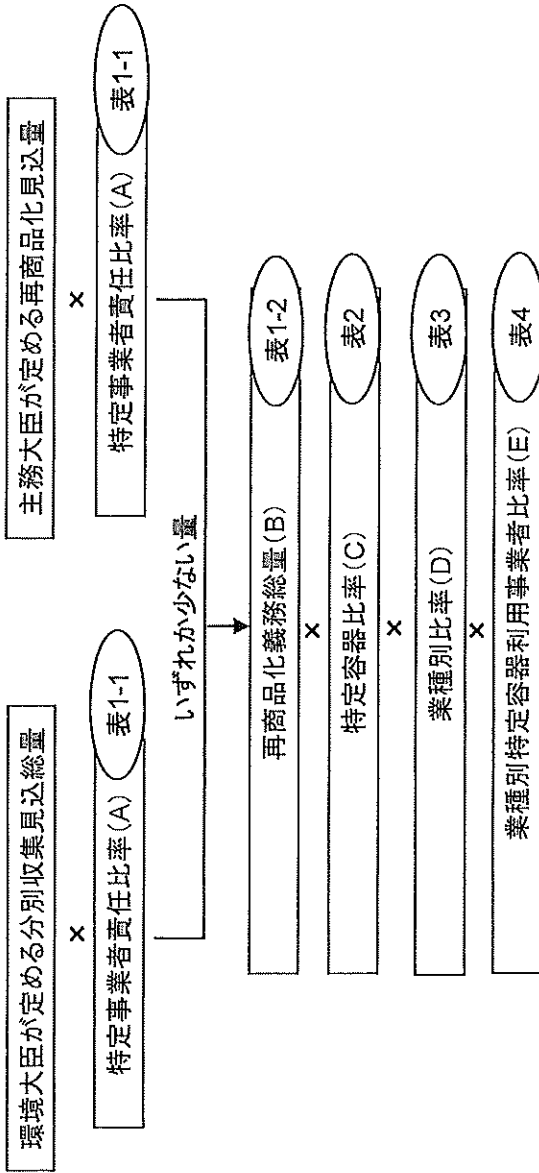
なお、上記の具体的数値は、容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査の結果に基づいて算定。

再商品化義務量の算定に係る量、比率について



(I)

主務省令や主務大臣が定める数値等により、各年度ごとに算定される。



(II)

個々の事業者が自主算定方式、又は簡易算定方式のいずれかの算定方式により自ら算出。

○自主算定方式

- 当該年度において販売する商品に用いる又は製造等する容器包装の量
- 当該量のうち自ら又は他者への委託により回収する量
- その他容器包装廃棄物として排出されない量

○簡易算定方式

- 当該年度において販売する商品に用いる又は製造等する容器包装の量
 - 当該量のうち自ら又は他者への委託により回収する量
- × [100 - 事業系比率(F) 表5]

(III)

当該業種全体の容器包装廃棄物の排出見込量(G)

(注) ○資料中の表番号

再商品化義務量の算定に係る量、比率等（案）

1. 特定事業者責任比率（A）

＜特定事業者責任比率の算定の考え方＞

今年度の容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査の結果に基づいて特定事業者責任比率を算定し、かつ昨年度の調査結果に基づく同比率と平均することで算出。（詳細な算定方法は参考資料第1章 3. (1) ①～⑤参照）

＜表 1-1 特定事業者責任比率＞

| 特定分別基準適合物 | 特定事業者責任比率 (A) | 小規模事業者 分の比率 | 前年度 | |
|--------------|------------------|----------------|-----------|----------------|
| | | | 特定事業者責任比率 | 小規模事業者 分の比率 |
| ガラスびん（無色） | 94% | 6% | (95%) | (5%) |
| ガラスびん（茶色） | 88% | 12% | (88%) | (12%) |
| ガラスびん（その他の色） | 92% | 8% | (92%) | (8%) |
| PETボトル | 100% | 0% | (100%) | (0%) |
| 紙製容器包装 | 99% | 1% | (99%) | (1%) |
| プラスチック製容器包装 | 99% | 1% | (99%) | (1%) |

2. 再商品化義務総量 (B)

<再商品化義務総量の算定の考え方>

品目毎に再商品化見込量と分別収集計画量の少ない方を基礎として、特定事業者責任比率を乗じて算出。(詳細な算定方法は参考資料第1章 3. (1)⑥参照)

< 表 1-2 再商品化義務総量 >

| 特定分別基準適合物 | R7年度の分別収集見込総量 (7①) | うちR7年度の独自処理予定量 | R7年度の分別収集見込総量からR7年度の市町村独自処理予定量を控除した量 (7②)* | R7年度の再商品化見込量 (イ) | (7②)*、(イ)のうちいずれか少ない量を基礎として算出した量 | 特定事業者責任比率 (A) | R7年度の再商品化義務総量 (B) |
|--------------|--------------------|----------------|--|------------------|---------------------------------|---------------|-------------------|
| | 千トン | 千トン | 千トン | 千トン | 千トン | % | トン |
| ガラスびん(無色) | 258 | 160 | 98 | 155 | 98 | 94 | 92,120 |
| ガラスびん(茶色) | 206 | 107 | 99 | 159 | 99 | 88 | 87,120 |
| ガラスびん(その他の色) | 196 | 54 | 142 | 207 | 142 | 92 | 130,640 |
| PETボトル | 341 | 120 | 221 | 796 | 221 | 100 | 221,000 |
| 紙製容器包装 | 84 | 65 | 19 | 290 | 19 | 99 | 18,810 |
| プラスチック製容器包装 | 780 | 52 | 728 | 1,386 | 728 | 99 | 720,720 |

(*) : R6年度より、業種区分によらず、分別収集見込総量より、環境省が公表した市町村独自処理予定量を差し引いた値と、再商品化見込量のいずれか少ない量を用いることに変更。

3. 特定容器比率 (C)

<算定の考え方>

今年度の容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査の結果に基づいて特定容器比率を算定し、かつ昨年度の調査結果に基づく同比率と平均することで算出。(詳細な算定方法は参考資料第1章 3. (1)⑦参照)

なお、ガラス製容器及びPETボトルは、いずれも特定容器のみであって特定包装はないため、本比率は100%とする。

< 表 2 特定容器比率 >

| 特定分別基準適合物 | 特定容器比率 (C) | 前年度 |
|-------------|------------|----------|
| 紙製容器包装 | 87.70% | (87.72%) |
| プラスチック製容器包装 | 92.99% | (91.29%) |

4. 業種別比率 (D)

<算定の考え方>

今年度の容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査の結果に基づいて業種別比率を算定し、かつ昨年度の調査結果に基づく同比率と平均することで算出。(詳細な算定方法は参考資料第1章 3. (1)⑧参照)

< 表 3 >

(単位：%)

| 業種の区分 | ガラス製容器 | | | PETボトル |
|---------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-----------------------|
| | 無色 | 茶色 | その他 | |
| 1. 食料品製造業 | 47.00 (48.74) | 3.77 (3.90) | 6.47 (6.53) | 4.05 (3.49) |
| 2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業 | 17.41 (16.63) | 52.11 (48.29) | 13.95 (13.59) | 93.98 (94.78) ※ |
| 3. 酒類製造業 | 32.32 (31.11) | 18.39 (18.69) | 78.65 (79.03) | 1.97 (1.73) |
| 4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業 | | | | |
| 5. 医薬品製造業 | 1.34 (1.73) | 24.15 (27.13) | 0.08 (0.07) | |
| 6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業 | 1.58 (1.27) | 0.71 (0.75) | 0.80 (0.73) | |
| 7. 小売業 | | | | |
| 8. その他の事業 | 0.35 (0.52) | 0.87 (1.24) | 0.05 (0.05) | |
| 合 計 | 100.00 (100.00) | 100.00 (100.00) | 100.00 (100.00) | 100.00 (100.00) |

※=清涼飲料製造業

上段：令和7年度の適用数値案

下段：()内は令和6年度の適用数値

< 表 3 >

(単位：%)

| 業種の区分 | 紙製 容器 | プラスチック製 容器 |
|---------------------------------------|--------------------|--------------------|
| 1. 食料品製造業 | 40.72 (38.42) | 52.55 (52.87) |
| 2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業 | 6.75 (7.52) | 6.14 (6.00) |
| 3. 酒類製造業 | 1.69 (2.06) | 0.20 (0.21) |
| 4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業 | 1.10 (1.45) | 6.87 (7.84) |
| 5. 医薬品製造業 | 2.16 (2.40) | 1.92 (1.90) |
| 6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業 | 1.82 (1.87) | 4.31 (4.24) |
| 7. 小売業 | 12.55 (12.73) | 14.37 (14.21) |
| 8. その他の事業 | 33.21 (33.55) | 13.64 (12.73) |
| 合 計 | 100.00 (100.00) | 100.00 (100.00) |

上段：令和7年度の適用数値案

下段：（ ）内は令和6年度の適用数値

5. 業種別特定容器利用事業者比率（E）

<算定の考え方>

今年度の容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査の結果に基づいて業種別特定容器利用事業者比率を算定し、かつ昨年度の調査結果に基づく同比率と平均することで算出。（詳細な算定方法は参考資料第1章 3. (1)⑨参照）

< 表 4 >

（単位：％）

| 業種の区分 | ガラス製容器 | | | | | | PETボトル | |
|---------------------------------------|------------------|------------------|--------------------|----------------|------------------|------------------|------------------|----------------|
| | 無色 | | 茶色 | | その他 | | 利用 | 製造等 |
| | 利用 | 製造等 | 利用 | 製造等 | 利用 | 製造等 | | |
| 1. 食品製造業 | 94.35 (93.71) | 5.65 (6.29) | 98.69 (98.04) | 1.31 (1.96) | 94.38 (94.46) | 5.62 (5.54) | 93.07 (93.35) | 6.93 (6.65) |
| 2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業 | 86.25 (86.90) | 13.75 (13.10) | 90.92 (91.25) | 9.08 (8.75) | 86.04 (88.38) | 13.96 (11.62) | 86.04 ※ | 13.96 ※ |
| 3. 酒類製造業 | 91.34 (92.66) | 8.66 (7.34) | 94.97 (95.80) | 5.03 (4.20) | 93.34 (94.26) | 6.66 (5.74) | 94.97 (94.72) | 5.03 (5.28) |
| 4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業 | | | | | | | | |
| 5. 医薬品製造業 | 99.22 (99.20) | 0.78 (0.80) | 95.45 (94.69) | 4.55 (5.31) | 97.31 (97.07) | 2.69 (2.93) | | |
| 6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業 | 97.45 (98.22) | 2.55 (1.78) | 96.52 (96.99) | 3.48 (3.01) | 94.52 (95.16) | 5.48 (4.84) | | |
| 7. 小売業 | | | | | | | | |
| 8. その他の事業 | 97.74 (96.84) | 2.26 (3.16) | 100.00 (100.00) | 0.00 (0.00) | 93.70 (91.37) | 6.30 (8.63) | | |

※＝清涼飲料製造業

上段：令和7年度の適用数値案

下段：（ ）内は令和6年度の適用数値

< 表 4 >

(単位：%)

| 業種の区分 | 紙製 容器 | | プラスチック製 容器 | |
|---------------------------------------|------------------|----------------|------------------|----------------|
| | 利用 | 製造等 | 利用 | 製造等 |
| 1. 食料品製造業 | 96.81 (96.80) | 3.19 (3.20) | 94.84 (95.20) | 5.16 (4.80) |
| 2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業 | 91.27 (91.23) | 8.73 (8.77) | 94.44 (95.00) | 5.56 (5.00) |
| 3. 酒類製造業 | 94.17 (93.74) | 5.83 (6.26) | 97.79 (97.96) | 2.21 (2.04) |
| 4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業 | 95.36 (95.01) | 4.64 (4.99) | 91.42 (90.60) | 8.58 (9.40) |
| 5. 医薬品製造業 | 99.21 (99.25) | 0.79 (0.75) | 98.16 (98.45) | 1.84 (1.55) |
| 6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業 | 98.12 (98.33) | 1.88 (1.67) | 93.63 (94.31) | 6.37 (5.69) |
| 7. 小売業 | 99.17 (99.05) | 0.83 (0.95) | 98.90 (98.99) | 1.10 (1.01) |
| 8. その他の事業 | 99.20 (99.43) | 0.80 (0.57) | 98.02 (98.70) | 1.98 (1.30) |

上段：令和7年度の適用数値案

下段：（ ）内は令和6年度の適用数値

6. 事業系比率（F）

<算定の考え方>

今年度の容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査の結果に基づいて事業系比率を算定し、かつ昨年度の調査結果に基づく同比率と平均することで算出。（詳細な算定方法は参考資料第1章3. (2)②参照）

< 表 5 >

（単位：％）

| 業種の区分 | ガラス製容器 | | | | | | PETボトル | |
|---------------------------------------|------------|------------|------------|----------|------------|------------|----------------|---------------|
| | 無色 | | 茶色 | | その他 | | 利 用 | 製造等 |
| | 利 用 | 製造等 | 利 用 | 製造等 | 利 用 | 製造等 | | |
| 1. 食料品製造業 | 0 (0) | 0 (0) | 5 (5) | 0 (0) | 5 (5) | 0 (0) | 5 (5) | 5 (5) |
| 2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業 | 10 (10) | 0 (5) | 10 (5) | 0 (0) | 10 (10) | 0 (0) | 10 (5) ※ | 0 (0) ※ |
| 3. 酒類製造業 | 30 (30) | 5 (5) | 30 (25) | 0 (0) | 35 (35) | 15 (15) | 15 (15) | 0 (0) |
| 4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業 | / | / | / | / | / | / | / | / |
| 5. 医薬品製造業 | 40 (30) | 25 (15) | 25 (20) | 0 (0) | 10 (10) | 0 (0) | | |
| 6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業 | 5 (5) | 5 (15) | 5 (5) | 0 (0) | 5 (5) | 0 (0) | | |
| 7. 小売業 | / | / | / | / | / | / | / | / |
| 8. その他の事業 | 20 (15) | 15 (25) | 30 (25) | 0 (0) | 10 (10) | 0 (0) | | |

※＝清涼飲料製造業

上段：令和7年度の適用数値案

下段：（ ）内は令和6年度の適用数値

< 表 5 >

(単位：%)

| 業種の区分 | 紙製 容器 | | プラスチック製 容器 | |
|---------------------------------------|------------|------------|---------------|------------|
| | 利 用 | 製造等 | 利 用 | 製造等 |
| 1. 食料品製造業 | 15 (20) | 20 (15) | 15 (15) | 10 (5) |
| 2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業 | 10 (10) | 0 (0) | 10 (10) | 0 (0) |
| 3. 酒類製造業 | 30 (30) | 5 (5) | 25 (30) | 0 (0) |
| 4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業 | 20 (15) | 0 (0) | 10 (10) | 0 (5) |
| 5. 医薬品製造業 | 40 (35) | 15 (15) | 55 (55) | 25 (20) |
| 6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業 | 5 (5) | 5 (5) | 15 (10) | 0 (0) |
| 7. 小売業 | 35 (35) | 30 (25) | 15 (15) | 10 (5) |
| 8. その他の事業 | 15 (20) | 30 (30) | 30 (35) | 40 (35) |

| | | | | |
|-----------|------------|--|------------|--|
| 包装（各業種共通） | 30 (30) | | 35 (30) | |
|-----------|------------|--|------------|--|

上段：令和7年度の適用数値案

下段：（ ）内は令和6年度の適用数値

7. 当該業種全体の容器包装廃棄物の排出見込量（G）

<算定の考え方>

今年度の容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査の結果に基づいて当該業種全体の容器包装廃棄物の排出見込量を算定し、かつ昨年度の調査結果に基づく同排出見込量と平均することで算出。（詳細な算定方法は参考資料第1章 3. (2)①参照）

< 表 6 >

（単位：トン）

| 業種の区分 | ガラス製容器 | | | | | | PETボトル | |
|---------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------------|----------------------|---------------------------|---------------------------|
| | 無色 | | 茶色 | | その他 | | 利用 | 製造等 |
| | 利用 | 製造等 | 利用 | 製造等 | 利用 | 製造等 | | |
| 1. 食料品製造業 | 143,245 (161,544) | 151,479 (165,752) | 8,907 (10,595) | 11,592 (12,906) | 7,057 (7,290) | 8,009 (8,488) | 28,812 (26,900) | 30,352 (27,952) |
| 2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業 | 52,752 (54,955) | 61,701 (58,252) | 123,283 (130,285) | 155,384 (146,743) | 14,901 (14,949) | 20,002 (19,925) | 677,550 (730,181) ※ | 788,642 (831,641) ※ |
| 3. 酒類製造業 | 98,789 (103,018) | 118,052 (123,527) | 42,976 (51,085) | 65,166 (70,585) | 85,615 (88,162) | 112,599 (116,446) | 13,960 (13,282) | 16,067 (15,521) |
| 4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業 | / | / | / | / | / | / | / | / |
| 5. 医薬品製造業 | 4,072 (5,822) | 5,102 (6,848) | 57,257 (75,342) | 68,037 (84,831) | 86 (81) | 75 (68) | | |
| 6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業 | 4,776 (4,216) | 4,753 (3,722) | 1,688 (1,997) | 1,611 (2,000) | 908 (855) | 994 (945) | | |
| 7. 小売業 | / | / | / | / | / | / | / | / |
| 8. その他の事業 | 1,101 (1,727) | 664 (832) | 2,061 (3,516) | 296 (1,458) | 49 (52) | 205 (183) | | |

※＝清涼飲料製造業

上段：令和7年度の適用数値案

下段：（ ）内は令和6年度の適用数値

< 表 6 >

(単位：トン)

| 業種の区分 | 紙製 容器 | | プラスチック製 容器 | |
|---------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| | 利 用 | 製造等 | 利 用 | 製造等 |
| 1. 食料品製造業 | 227,683 (210,061) | 242,077 (231,803) | 526,318 (522,965) | 558,276 (560,799) |
| 2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業 | 37,746 (40,886) | 44,977 (48,239) | 61,472 (59,416) | 95,208 (91,842) |
| 3. 酒類製造業 | 9,462 (11,201) | 17,001 (19,613) | 2,044 (2,043) | 3,966 (4,190) |
| 4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業 | 6,157 (7,887) | 10,343 (11,523) | 68,855 (77,574) | 85,299 (91,347) |
| 5. 医薬品製造業 | 12,114 (13,067) | 20,677 (21,747) | 19,249 (18,797) | 41,095 (41,290) |
| 6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業 | 10,174 (10,185) | 12,624 (11,707) | 43,182 (41,857) | 70,396 (62,156) |
| 7. 小売業 | 70,209 (69,411) | 69,611 (75,539) | 144,031 (141,001) | 140,588 (157,288) |
| 8. その他の事業 | 186,027 (183,730) | 151,910 (163,472) | 136,674 (126,133) | 142,569 (144,876) |

| | | | | |
|-----------|---------------------|--|---------------------|--|
| 包装（各業種共通） | 99,371 (102,100) | | 97,303 (114,819) | |
|-----------|---------------------|--|---------------------|--|

上段：令和7年度の適用数値案

下段：（ ）内は令和6年度の適用数値

令和6年度 第2回紙容器事業委員会
次 第

令和6年10月11日(金) 10時30分～
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

1. 開 会
2. 挨拶
3. 議 事

- (1) 令和7年度再商品化実施委託単価(案)について
資料1-① 概要版(当日説明用資料)
資料1-② 全文(説明は省略)
- (2) 令和6年度拠出委託単価(案)について
資料2-① 概要版(当日説明用資料)
資料2-② 全文(説明は省略)
- (3) 令和7年度事業計画(案)について
資料3-① 概要版(当日説明用資料)
資料3-② 全文(説明は省略)
- (4) 令和7年度紙容器事業部収支予算書(案)について
資料4 令和7年度紙容器事業部収支予算書(案)について
(当日説明用資料)
- (5) 令和6年度紙容器事業部上期活動報告
資料5-① 概要版(当日説明用資料)
資料5-② 全文(説明は省略)
資料5-別紙①、別紙② (説明は省略)
- (6) その他

<その他の添付資料>

- 再商品化受託状況等(平成30年度～令和6年度) (参考資料1)
- 令和7年度再商品化の実施に向けたスケジュール (参考資料2)
- 令和6年度第1回紙容器事業委員会議事録 (参考資料3)

令和7年度 再商品化実施委託単価(案)について

令和6年10月11日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
紙容器事業部

1

1. 紙製容器包装を取り巻く環境

- (1) 生活スタイルの変化などにより、紙の利用が減少し、古紙不足の状態が続いている。製紙会社などからのニーズは高いが、価格転嫁は厳しい状態が続いている。
- (2) 世界情勢等の影響による原材料やエネルギー価格の値上がりと、政府主導での賃上げの促進により、物価は引き続き上昇をしていくと想定される。日本銀行は令和6年の物価上昇率(消費者物価指数)を概ね2%程度で推移すると予想し、更に上振れリスクがあると言及をしている。
- (3) 再商品化事業においても、人件費の上昇や物流の2024年問題などの影響を受け、コストの増大が見込まれ、今後、再商品化事業者委託単価が上昇することが予想される。また、委託単価が上昇した場合、現在有償取引をしている市町村が逆有償化する可能性を考慮する必要がある。

2

結論:令和7年度再商品化実施委託単価(案) (消費税抜き)

単価・金額は消費税抜き

| | 令和5年度 計画 | 令和6年度 計画 | 令和7年度 計画 | 前年度比 (%) |
|---------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 再商品化実施委託単価 (A×B+C/D+E) | 23,000円 | 25,000円 | 22,000円 | 88.0% |

2. 再商品化実施委託単価算定の考え方

$$\text{実施委託単価} = \frac{(\text{市町村からの引取見込量})A \times (\text{再商品化事業者見込委託単価})B + (\text{協会経費})C}{(\text{特定事業者と市町村からの再商品化委託申込見込量})D+E}$$

3

3. 再商品化実施委託単価の算出根拠

(1) R7年度市町村からの引き取り見込量

R7年度市町村引き渡し量調査結果 …… 13,627t
 ↓ *今後の社会・経済活動の動向などを勘案
 R7年度引き取り見込量 : 14,000t

(2) 逆有償落札が予測される市町村引き取り見込量

R6年度逆有償比率…実績:30%(R5年:31%)
 *国際社会の不透明な状況の影響
 *物価・物流費の上昇、賃金値上げ等々
 ↓
 R7年度逆有償落札市町村引き取り見込量 = 14,000t × 40% = 5,600t (A)

(3) 再商品化事業者見込委託単価 (逆有償分、消費税抜き)

R6年度逆有償落札委託単価(実績) : 13,186円/トン
 ↓
 R7年度事業者見込委託単価…14,500円/トン (B)

4

(まとめ)

単価・金額は消費税抜き

| | 令和5年度 計画 | 令和6年度 計画 | 令和7年度 計画 | 前年度比 (%) |
|-----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------|
| 市町村からの引き取り見込量 | 15,000ト | 15,000ト | 14,000ト | 93.3% |
| 逆有償での引き取り見込量(A) (逆有償比率%) | 7,500ト (50%) | 7,500ト (50%) | 5,600ト (40%) | 74.7% |
| 再商品化事業者見込委託単価 (B) | 13,000円/ト | 14,600円/ト | 14,500円/ト | 99.3% |

(4) 協会経費 (C)

単価・金額は消費税抜き

| | 令和5年度 計画 | 令和6年度 計画 | 令和7年度 計画 | 前年度比 (%) |
|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 協会経費 (C) | 325,546千円 | 327,499千円 | 326,700千円 | 99.8% |

R7年度協会経費(C)は、R6年度経費予算より約800千円減額予算とする。

5

(5) 特定事業者と市町村からの再商品化委託申込見込量(D+E)

| | 令和5年度 計画 | 令和6年度 計画 | 令和7年度 計画 | 前年度比 (%) |
|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 特定事業者からの委託見込量 (D) | 18,810ト | 17,820ト | 18,810ト | 105.6% |
| 市町村からの委託見込量 (E) | 150ト | 150ト | 140ト | 93.3% |
| 委託量合計 (D+E) | 18,960ト | 17,970ト | 18,950ト | 105.5% |

① 特定事業者の再商品化委託申込見込量

国が算出した再商品化義務総量とする。

再商品化義務総量 = 18,810t (D)

② 市町村の委託申込見込量

R6年度引き取り見込量・・・14,000t

市町村負担率(小規模事業者分)・・・1%

市町村委託申込見込量・・・ $14,000t \times 0.01 = 140t$ (E)

③ 特定事業者等の再商品化委託申込見込量

$(D) + (E) = 18,810t + 14,000t \times 0.01 = 18,950t$

6

4. 再商品化実施委託単価(案)

$$\text{委託単価} = (A \times B + C) / (D + E) = (5,600t \times 14,500\text{円}/t + 326,700\text{千円} \div 18,950t = 21,525\text{円} \approx 22,000\text{円}/t$$

単位:千円

単位:ト

単位:円/ト

| 再商品化総費用 | 委託申込見込量 | 実施委託単価 | 前年比 |
|---------|---------|--------|-------|
| 407,900 | 18,950 | 22,000 | 88.0% |

$$\text{予算総費用}(A \times B + C) = 5,600t \times 14,500\text{円}/t + 326,700\text{千円} = 407,900\text{千円}$$

単価・金額は消費税抜き

| | 令和5年度 計画 | 令和6年度 計画 | 令和7年度 計画 | 前年度比 (%) |
|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 予算総額 (A×B+C) | 423,046千円 | 436,999千円 | 407,900千円 | 93.3% |

7

【注:参考数値】

| | 令和5年度 計画 | 令和6年度 計画 | 令和7年度 計画 | 前年度比 (%) |
|-----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 再商品化見込量 | 304,000ト | 297,000ト | 290,000ト | 97.6% |
| 分別収集見込量 | 94,000ト | 83,000ト | 84,000ト | 101.2% |
| 分別収集見込み量－市町村独自処理量 (イ) | 19,000ト | 18,000ト | 19,000ト | 105.6% |
| 特定事業者責任比率 (ロ) | 99% | 99% | 99% | 100.0% |
| 特定事業者義務総量 (イ)×(ロ) | 18,810ト | 17,820ト | 18,810ト | 105.6% |

<補足>

有償落札に伴う再商品化委託収入見込み

R7年度有償落札平均単価・・・9,300円/ト (R6年度有償平均落札単価: -10,295円/ト)

有償落札見込み量 = R7年度市町村引き取り見込量 × 60% = 14,000ト × 0.6 = 8,400ト

再商品化委託収入 = 9,300円/ト × 8,400ト = 78,120千円

(※支出ではなく収入のため正数で計算)

令和7年度再商品化実施委託単価（案）について

令和6年10月11日

紙容器事業部

1. 紙製容器包装を取り巻く環境

- (1) 生活スタイルの変化などにより、紙の利用が減少し、古紙不足の状態が続いている。
製紙会社などからのニーズは高いが、価格転嫁は厳しい状態が続いている。
- (2) 世界情勢等の影響による原材料やエネルギー価格の値上がりと、政府主導での賃上げの促進により、物価は引き続き上昇をしていくと想定される。日本銀行は令和6年の物価上昇率（消費者物価指数）を概ね2%程度で推移すると予想し、更に上振れリスクがあると言及をしている。
- (3) 再商品化事業においても、人件費の上昇や物流の2024年問題などの影響を受け、コストの増大が見込まれ、今後、再商品化事業者委託単価が上昇することが予想される。また、委託単価が上昇した場合、現在有償取引をしている市町村が逆有償化する可能性を考慮する必要がある。

2. 再商品化実施委託単価(消費税抜き)算出方法

再商品化実施委託単価は、次の式で算出する。

$$\text{実施委託単価} = \frac{\text{※市町村からの引き取り見込量 (A)} \times \text{※再商品化事業者見込委託単価 (B)} + \text{協会経費 (C)}}{\text{特定事業者と市町村からの再商品化委託申込見込量 (D+E)}}$$

(※市町村からの引き取り見込量および再商品化事業者見込委託単価は逆有償見込分で計算する。)

3. 再商品化実施委託単価の算出根拠

(1) 令和7年度市町村からの引き取り見込量

本年6月から7月にかけて実施した令和7年度の市町村引き渡し量調査結果は、13,627 tとなった。今後の社会・経済活動の動向などを勘案し、令和7年度の引き取り見込量は 14,000 t とする。

(2) 逆有償での落札が予測される市町村引き取り見込量

令和6年度落札量における逆有償の比率は30%で量的にはおよそ4,200トンであった。令和7年度についてはそれをベースに、国際社会の不透明な状況の影響や円安等による物価・物流費の上昇、賃金値上げ等々を踏まえ、逆有償比率を40%と見込む。

$$\text{逆有償での落札が予測される市町村引き取り見込量} = \underline{14,000 \text{ t} \times 40\% = 5,600 \text{ t}} \text{ (A)}$$

(3) 再商品化事業者見込委託単価（逆有償分）

令和6年度の入札において、逆有償分の委託単価は13,186円（令和5年度：13,886円）であった。令和7年度再商品化事業者委託見込単価については、物価上昇等によるコストアップを考慮して 14,500円/t (消費税抜き) (B) と見込む。

(4) 協会経費

令和7年度予算における紙容器事業部負担分より、326,700千円(消費税抜き) (C) と見込む。この経費予算は、令和6年度の経費予算である327,499千円(消費税抜き)と比較し、約800千円の減額予算である。

(5) 特定事業者等からの再商品化委託申込見込量

①特定事業者からの再商品化委託申込見込量は、再商品化義務総量の 18,810t (D) とする。

②市町村からの委託申込見込量の算出は、以下の量・比率に基づき算出する。

・引き取り見込量 14,000 t

・市町村負担率（小規模事業者分）1%、委託申込見込量・・ 14,000t×0.01=140t (E)

特定事業者等からの再商品化委託申込見込量は、以下の通りとなる。

$$(D) + (E) = 18,810 t + 14,000 t \times 0.01 = 18,950 t$$

4. 再商品化実施委託単価(案)

以上の算出根拠に基づき、再商品化実施委託単価の計算式にて算出すると

$$\text{委託単価} = (A \times B + C) / (D + E)$$

$$= (5,600 t \times 14,500 \text{ 円/t} + 326,700 \text{ 千円}) \div 18,950 t = 21,525 \text{ 円/t} \approx 22,000 \text{ 円/t}$$

以上により、令和6年度再商品化実施委託単価(案)は 22,000 円 /t(消費税抜き) としたい。

$$\text{予算総額} = A \times B + C$$

$$= 81,200 \text{ 千円} (5,600 t \times 14,500 \text{ 円/t}) + 326,700 \text{ 千円} = 407,900 \text{ 千円 (前年度比 93.3\%)}$$

【まとめ】

単価・金額は消費税抜き

| | 令和5年度 計画 | 令和6年度 計画 | 令和7年度 計画 | 前年度比 (%) |
|---------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 1. 再商品化実施委託単価 (A×B+C/D+E) | 23,000 円 | 25,000 円 | 22,000 円 | 88.0% |
| 2. 市町村からの引き取り見込量 | 15,000 ト | 15,000 ト | 14,000 ト | 93.3% |
| 3. うち逆有償での引き取り見込量 (A) | 7,500 ト | 7,500 ト | 5,600 ト | 74.7% |
| 4. 再商品化事業者見込委託単価 (B) | 13,000 円/ト | 14,600 円/ト | 14,500 円/ト | 99.3% |
| 5. 協会経費 (C) | 325,546 千円 | 327,499 千円 | 326,700 千円 | 99.8% |
| 6. 予算総額 (A×B+C) | 423,046 千円 | 436,999 千円 | 407,900 千円 | 93.3% |
| 7. 特定事業者からの委託見込量 (D) | 18,810 ト | 17,820 ト | 18,810 ト | 105.6% |
| 8. 市町村からの委託見込量 (E) | 150 ト | 150 ト | 140 ト | 93.3% |
| 9. 委託量合計 (D+E) | 18,960 ト | 17,970 ト | 18,950 ト | 105.5% |

【注：参考数値】

| | 令和5年度 計画 | 令和6年度 計画 | 令和7年度 計画 | 前年度比 (%) |
|--------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 1. 再商品化見込総量 | 304,000 ト | 297,000 ト | 290,000 ト | 97.6% |
| 2. 分別収集見込総量 | 94,000 ト | 83,000 ト | 84,000 ト | 101.2% |
| 3. 分別収集見込み量－市町村独自処理量 (i) | 19,000 ト | 18,000 ト | 19,000 ト | 105.6% |
| 4. 特定事業者責任比率 (p) | 99% | 99% | 99% | 100.0% |
| 5. 特定事業者義務総量 (i)×(p) | 18,810 ト | 17,820 ト | 18,810 ト | 105.6% |

分別収集見込総量：令和6年度より市町村独自処理予定量を差し引いた値となる。

【補足】

令和7年度の市町村引き取り見込量 14,000 tのうち、有償落札が予測される市町村からの引き取り量は、8,400 tと見込む。(全引き取り見込量 14,000 t × 有償落札が見込まれる比率 60%)

一方、令和7年度の有償落札平均単価については、令和6年度の有償平均落札単価が、-10,295 円/t(消費税抜き)であり、今後の物価・物流費等の高騰などを勘案し、-9,300 円/t(消費税抜き)と見込む。

以上から、有償落札した再生処理事業者からの再商品化委託収入は 78,120 千円(消費税抜き)と見込む。

有償落札に伴う再商品化委託収入 78,120 千円 = 有償落札見込委託単価※9,300 円/t × 8,400t
(※支出ではなく収入のため正数で計算)

以上

令和6年度 紙製容器包装抛出委託単価(案)について

令和6年10月11日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
紙容器事業部

1

1. 抛出委託単価(消費税抜き)の算出方法

$$\text{抛出委託単価} = \frac{\text{令和6年度分として見込まれる再商品化合理化抛出金}}{\text{令和6年度分として見込まれる特定事業者からの再商品化委託申込総量}}$$

2. 抛出委託単価算出根拠

$$\text{再商品化合理化抛出金} = ((1)\text{想定額} - (2)\text{「現に要した費用」の見込金額}) \times 1/2$$

$$(1)\text{想定額} = \text{想定単価} \times \text{想定量}$$

①想定単価(令和2年度～令和4年度の3年間の再商品化実績単価の平均値)

| 年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 想定単価(3年間平均) |
|------|--------|--------|--------|-------------|
| 実績単価 | 2,759円 | 2,875円 | 2,396円 | 2,676円 |

②想定量

各市町村から当協会への令和6年度引渡見込み量(特定事業者負担分の量)である13,934トン

③想定額

$$2,676円 \times 13,934トン = \underline{37,287千円(消費税抜き)}$$

2

(2)「現に要した費用」の見込み金額

「現に要した費用」の見込み金額53,311千円=4月～8月の特定事業者負担費用22,213千円×12/5か月

(3)令和6年度分として見込まれる再商品化合理化拠出金

(想定額37,287千円-「現に要した費用」の見込み金額53,311千円)×1/2=-8,012千円

(4)令和6年度分として見込まれる特定事業者からの再商品化委託申込みの総量

総量は、19,766t(令和6年8月末時点の特定事業者再商品化委託申込み総量)と見込む。

3. 拠出委託単価(案)(消費税抜き)

$$\begin{aligned} \text{拠出委託単価(案)} &= \frac{\text{令和6年度分として見込まれる再商品化合理化拠出金}}{\text{令和6年度分として見込まれる特定事業者からの再商品化委託申込みの総量}} \\ &= \frac{-8,012,000\text{円}}{19,766\text{トン}} = -405\text{円/t} \Rightarrow 0 \quad (\text{マイナスなので0となる}) \end{aligned}$$

3

【まとめ】

<令和6年度紙製容器包装拠出委託単価の算出根拠>

| ① 想定額 (円) | ②「現に要した費用」の見込み金額 (円) | ③ 令和6年度分として見込まれる再商品化合理化拠出金(円) (①-②)×1/2 | ④ 令和6年度分として見込まれる特定事業者からの再商品化委託申込みの総量(トン) | ⑤ 拠出委託単価 (円/t) ③ —— ④ |
|----------------------------|----------------------------|--|--|-----------------------------------|
| 37,287,000 (38,449,000) | 53,311,000 (53,500,000) | -8,012,000 (-7,526,000) | 19,766 (21,419) | 0 (0) |

注1) ④令和6年度分として見込まれる特定事業者からの再商品化委託申込みの総量は、令和6年8月末時点の申込量(100t未満の端数切り捨て)です。

注2) ⑤拠出委託単価は端数調整しております。

注3) ()内は、令和5年度拠出委託単価の算定根拠です。

令和6年度紙製容器包装抛出委託単価（案）について

令和6年10月11日
紙容器事業部

1. 抛出委託単価算出方法

令和6年度の「抛出委託単価(消費税抜き)」は、「令和6年度分として見込まれる再商品化合理化抛出金」を「令和6年度分として見込まれる特定事業者からの再商品化委託申込みの総量」で除して算出する。

$$\text{抛出委託単価} = \frac{\text{令和6年度分として見込まれる再商品化合理化抛出金}}{\text{令和6年度分として見込まれる特定事業者からの再商品化委託申込みの総量}}$$

2. 抛出委託単価算出根拠

上記計算式の分子である令和6年度分として見込まれる再商品化合理化抛出金は、以下の計算で求めることが出来る。

$$\text{再商品化合理化抛出金} = (\text{想定額} - \text{「現に要した費用」の見込金額}) \times 1/2$$

更に、想定額、「現に要した費用」の見込金額は、それぞれ以下の金額で算出される。

(1) 想定額＝想定単価×想定量

①想定単価は、3年間（令和2年度～令和4年度）の再商品化実績単価の平均値で、以下の通りである。

| 年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 想定単価 (3年間平均) |
|------|--------|--------|--------|--------------|
| 実績単価 | 2,759円 | 2,875円 | 2,396円 | 2,676円 |

②想定量は、各市町村から当協会への令和6年度引渡し見込み量（特定事業者負担分の量）である13,934 t。

③以上から、想定額は、2,676円×13,934 t = 37,287千円(消費税抜き)となる。

(2) 「現に要した費用」の見込金額

当協会が当該年度に市町村から引き取ったもの(特定事業者負担分)の再商品化に要する費用(再商品化事業者への支払い実績額)の見込金額である。

令和6年度の4月から8月までの5ヶ月間に要した特定事業者負担分の再商品化費用は、22,213千円であり、令和6年度1年間の再商品化に要する費用を53,311千円(消費税抜き)と見込む。

(上記根拠)

「現に要した費用」の見込金額53,311千円＝4月～8月の特定事業者負担費用22,213千円×12/5ヶ月

(3) 令和6年度分として見込まれる再商品化合理化拠出金

以上の(1)、(2)から、再商品化合理化拠出金は、以下の金額となる。

$$\text{(想定額37,287千円－「現に要した費用」の見込金額53,311千円)} \times 1/2 = -8,012 \text{千円}$$

(4) 令和6年度分として見込まれる特定事業者からの再商品化委託申込みの総量

総量は、19,766 t(令和6年8月末時点の特定事業者再商品化委託申込み総量)と見込む。

3. 拠出委託単価(案)(消費税抜き)

以上から、令和6年度の拠出委託単価(円/t)は、以下のとおり算出される。

$$\begin{aligned} \text{拠出委託単価} &= \frac{\text{令和6年度分として見込まれる再商品化合理化拠出金}}{\text{令和6年度分として見込まれる特定事業者からの再商品化委託申込みの総量}} \\ &= \frac{-8,012,000 \text{円}}{19,766 \text{ t}} = -405 \text{円/t} \Rightarrow 0 \end{aligned}$$

*拠出可能な原資がなく令和6年度再商品化合理化拠出金はなしとなる。

[まとめ]

<令和6年度紙製容器包装拠出委託単価の算出根拠>

| ① 想定額 (円) | ② 「現に要した費用」 の見込金額 (円) | ③ 令和6年度分として 見込まれる再商品化 合理化拠出金(円) (① - ②) × 1/2 | ④ 令和6年度分として 見込まれる特定事業者 からの再商品化委託申 込みの総量(t) | ⑤ 拠出委託単価 (円/t) $\frac{\text{③}}{\text{④}}$ |
|----------------------------|-----------------------------|--|---|--|
| 37,287,000 (38,449,000) | 53,311,000 (53,500,000) | -8,012,000 (-7,526,000) | 19,766 (21,419) | 0 (0) |

注1) ④令和6年度分として見込まれる特定事業者からの再商品化委託申込みの総量は、令和6年8月末時点の申込量

注2) ⑤拠出委託単価は端数調整。

注3) ()内は、令和5年度拠出委託単価の算定根拠。

容リ協会を取り巻く環境・動向と主要課題

経済成長(0.7%)から循環経済(0.4%)への移行
 ⇒循環経済への移行を環境・経済・社会の課題解決につながる国家戦略とした政府全体での戦略的取り組み
 国内の様々なリスクと不確実性に伴う日本の経済成長へのマイナスの影響
 ⇒再商品化コスト、再商品化製品の脱炭素化、市町村からの引取量の変動等への対応

主要課題への対応

・社会経済の変化に対応した持続可能な再商品化事業の実現 ⇒再商品化能力の大幅向上に向けた再商品化事業者へのサポート、連携・協働の促進
 ・競争目となる容器プラ・製品プラ一括再商品化の着実な実施 ⇒新たな課題への対応
 ・より多くの関係者の理解と参画の促進 ⇒普及啓発活動の一層の強化

1. 容リ法に基づく再商品化の着実な実施

(1) 再商品化に係る委託料金と特定分別基準適合物の市町村別の量

下記委託料金による再商品化業務の着実な遂行

| 業 材 | 再商品化委託料金(円/トン) ※消費税は含まず | |
|---------|-------------------------|---------------|
| | 令和7年度再商品化実施委託料金 | 令和6年度再商品化委託料金 |
| ガラス | | |
| びん | 無色 | |
| | 茶色 | |
| | その他色 | |
| PETボトル | | |
| 紙製容器包装 | | |
| プラ製容器包装 | | |

(2) 市町村への資金拠出

容リ法第10条の2に基づく資金拠出及び有償入札に伴う資金拠出

2. 持続可能な再商品化事業の実現に向けた取り組み

(1) 適正な再商品化業務の管理と運用の改善

- ◆月次報告等と現地検査による業務管理の強化、労災セミナー等による安全衛生管理の強化
- ◆諸手続きにおける合理化・簡素化、電子化の促進による再商品化事業者の負担軽減
- ◆プラスチック、PETボトルの再商品化に関する望ましい入札制度の検討

(2) 再商品化能力・事業者の確保・拡充に向けた取り組み

- ◆再商品化事業の周知強化による新規事業者の発掘・登録の促進
- ◆設備投資や研究開発、製品需要拡大に関する国等への支援策実施の働きかけ
- ◆再商品化製品の利用製品に関する積極的な情報収集・提供

(3) 分別基準適合物等の品質向上アプローチ

- ◆市町村から引き取るべールの品質調査と同調査に基づく助言、提案等の改善アプローチ
- ◆「市町村からの引き取り品質ガイドライン」の周知、分別収集の徹底、単独収集の充実
- ◆製品プラ等を回収する市町村について年2回ベール調査を実施し、品質向上を図るとともに容器プラ・製品プラ等の比率確認のうえ適正な費用支払いを確保

(4) 再商品化事業に関する情報の把握、分析、活用

- ◆再商品化製品利用製品や原材料等の市場動向、利用製品の開発状況等の情報の収集・把握と活用、ベール前込み作業に係る実態調査の実施
- ◆プラ法に基づく再商品化の増大に伴う課題の把握と対応、残さ削減と有効利用に係る検討

3. 容リ制度見直しに向けた検討への対応・準備

- ◆容リ制度の目的と循環経済への移行を踏まえつつ、主務省の容リ制度検討に資する情報の収集・提供と課題の提示等

4. 不正・不適正行為等の防止への取り組み

- (1) 危機管理委員会による危機事象防止策の策定とその実行
- (2) 月次報告及び現地検査等による実績確認と不正行為等に対する措置の発動
 - ◆月次報告等の確認による不適正行為等の防止とその発覚時における措置規程に基づく機動的な措置の発動、対応

(3) 外部監査人立会による厳正な再商品化事業者の登録審査の実施

(4) 厳格な情報管理と危機時における事業継続体制の確立

◆秘密情報管理に係るルールの徹底等による情報の厳格な管理と災害時対応の徹底

5. 再商品化義務履行の促進(ただ乗り事業者対策の強化)

- (1) 主務省庁に対するただ乗り事業者への指導強化などの支援の要請
- (2) 関連団体やEコマースプラットフォーム等との連携による周知、啓発の強化
- (3) 商工会議所、商工会を通じた普及啓発活動の強化
- (4) 問い合わせ等に関する対応体制の強化
- (5) 未申込事業者対策の強化(6) 過年度分の週及申込等に対する適切な運用

6. LiB(リサイクル)等危険物混入トラブル防止への取り組み

- ◆小型家電製品の製造・小売事業者へのLiB内蔵表示の徹底と廃棄方法の整備・周知の要請
- ◆市町村の取組に関する調査に基づく効果的・先進的取組事例の周知・横展開
- ◆LiB内蔵製品の回収促進に向けた国・関係機関への働きかけ

7. 容器包装リサイクル等に係る啓発活動の拡充

- (1) ホームページ、機関誌、メディア、イベント等を活用した広報活動の展開
 - ◆新ホームページのコンテンツの拡充と積極活用、協会メッセージによる啓発の促進
 - ◆消費者、子供向け情報発信の充実・強化
 - ◆経団連及び日商の機関誌を通じて協会事業の周知・普及と再商品化委託申し込みの拡充
 - ◆SNSメディア、ソーシャルメディアを活用した積極的な広報活動の展開
 - ◆環境イベントへの出席による分別意識の啓発とただ乗り事業者対策に関する周知・普及

(2) 各種説明会等による普及・啓発

- ◆各対象(市町村、特定事業者、再商品化事業者)毎に説明会・相談会の実施
- ◆国、地方公共団体、事業者・消費者団体等が主催する会合等への講師の派遣等

(3) 関連事業への後援・協賛等

◆関係主体間の連携の強化

(1) 国内関係機関との連携強化

- ◆情報連絡協議会の定期開催、リサイクル関係団体、評議員・理事の所属団体等との連携強化

(2) 海外関係機関との交流連携の促進

- ◆中国、東南アジアへの調査団派遣による日本からの輸出品の実態と欧州の再生材利用規制対応に係る情報収集、日本の容リ制度の紹介

9. 協会におけるガバナンスの向上とコンプライアンスの徹底

- ◆評議員、理事、監事の3者によるガバナンスの維持・向上と役員員のコンプライアンス徹底

10. 事務局における人材育成、DXの推進、生産性向上の促進

- ◆研修等による役員員の育成・能力向上とAI等各種ツールの活用による業務の効率化、業務内容とREINS機能の再点検、文書電子化等による情報の一元化、業務の標準化・効率化

令和7年度紙容器事業部収支予算書(正味財産増減計算ベース)(案)

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位:千円)

| 科 目 | 当年度 | 前年度 | 増 減 | 備 考 |
|----------------------------|---------|---------|----------|--|
| I 一般正味財産増減の部 | | | | |
| 1. 経常増減の部 | | | | |
| (1) 経常収益 | | | | |
| ① 基本財産運用益 | 60 | 60 | 0 | 国債運用 |
| 基本財産受取利息 | 60 | 60 | 0 | |
| ② 事業収益 | 517,309 | 531,942 | △ 14,633 | |
| 再商品化受託料収益 (特定事業者・実施委託料) | 427,989 | 461,817 | △ 33,828 | |
| 再商品化受託料収益 (特定事業者・拠出委託料) | 0 | 0 | 0 | |
| 再商品化受託料収益 (市町村) | 3,388 | 4,125 | △ 737 | |
| 再商品化委託収益 (有償入札分) | 85,932 | 66,000 | 19,932 | ・市町村からの引取見込量(有償分) 8,400t (前年度 7,500t) ・落札単価(税抜) -9,300円/t (前年度 -8,000円/t) |
| 経常収益計 | 517,369 | 532,002 | △ 14,633 | |
| (2) 経常費用 | | | | |
| ① 事業費 | | | | |
| 再商品化委託事業 (主な内訳) | 437,572 | 447,706 | △ 10,134 | |
| 再商品化委託料 | 89,320 | 120,450 | △ 31,130 | ・市町村からの引取見込量(逆有償分) |
| 人件費(通勤手当含む) | 33,228 | 31,465 | 1,763 | 5,600t (前年度 7,500t) |
| 設備等調査費 | 24,970 | 25,300 | △ 330 | ・落札単価(税抜) |
| 旅費交通費 | 4,400 | 4,400 | 0 | 14,500円/t (14,600円/t) |
| コンピュータ処理料 | 115,624 | 115,353 | 271 | |
| 再商品化業務システム改善費 | 7,288 | 8,250 | △ 962 | |
| 商工会議所等委託費・研修費 | 34,625 | 37,081 | △ 2,456 | |
| 申込書等印刷費・通信費 | 12,980 | 13,640 | △ 660 | |
| 賃借料 | 13,167 | 13,167 | 0 | |
| 租税公課 | 15,930 | 10,900 | 5,030 | |
| 市町村拠出支出(合理化拠出金) | 0 | 0 | 0 | |
| 市町村拠出支出(有償入札拠出金) | 78,120 | 60,000 | 18,120 | |
| 普及及び啓発 | 7,260 | 6,270 | 990 | |
| 業務内容に関する説明会等の開催 | 4,950 | 5,665 | △ 715 | 会議費 1,650 旅費交通費 550 |
| パンフレット等の作成及び配布 | 2,310 | 605 | 1,705 | 官報・広告掲載費 1,870 |
| 情報の収集及び提供 | 10,176 | 16,198 | △ 6,022 | |
| 会報の発行等 | 10,176 | 16,198 | △ 6,022 | 会報発行(4回) 6,050 HP運用 1,788 環境イベント等 2,200 |
| 交流及び協力 | 275 | 275 | 0 | |
| 国内外関係機関との交流及び協力 | 275 | 275 | 0 | |
| 事業費計 | 455,283 | 470,449 | △ 15,166 | |

(単位:千円)

| 科 目 | 当年度 | 前年度 | 増減 | 備 考 |
|-----------------------|---------|---------|----------|-----------------|
| ②管理費 | | | | |
| 役員報酬 | 7,987 | 7,987 | 0 | 通勤手当含む |
| 給与手当 | 22,935 | 22,476 | 459 | 通勤手当含む |
| 福利厚生費 | 8,525 | 8,900 | △ 375 | 法定福利費他 |
| 退職給付費用 | 5,450 | 4,900 | 550 | |
| 旅費交通費 | 66 | 66 | 0 | |
| 会議費 | 231 | 250 | △ 19 | 理事会・評議員会開催費 |
| 什器備品費 | 121 | 121 | 0 | |
| 減価償却費 | 25 | 25 | 0 | |
| 消耗品費 | 275 | 275 | 0 | |
| 修繕費 | 28 | 28 | 0 | |
| 印刷製本費 | 825 | 770 | 55 | |
| 通信運搬費 | 880 | 660 | 220 | |
| 租税公課 | 25 | 25 | 0 | |
| 光熱水費 | 495 | 440 | 55 | |
| 賃借料 | 7,458 | 7,980 | △ 522 | |
| 渉外費 | 110 | 110 | 0 | |
| 委託費 | 2,640 | 2,585 | 55 | 弁護士・公認会計士等への謝金 |
| 保険料 | 325 | 325 | 0 | 役員賠償責任保険等 |
| 会費 | 385 | 358 | 27 | 研修費含む |
| 図書購入費 | 385 | 385 | 0 | |
| 倉庫保管料 | 825 | 907 | △ 82 | |
| その他雑費等 | 2,090 | 1,980 | 110 | 室内清掃、銀行振込関連手数料等 |
| 管理費計 | 62,086 | 61,553 | 533 | |
| 經常費用計 | 517,369 | 532,002 | △ 14,633 | |
| 当期經常増減額 | 0 | 0 | 0 | |
| 2. 經常外増減の部 | | | | |
| (1) 經常外収益 | | | | |
| 經常外収益計 | 0 | 0 | 0 | |
| (2) 經常外費用 | | | | |
| 經常外費用計 | 0 | 0 | 0 | |
| 当期經常外増減額 | 0 | 0 | 0 | |
| 他会計振替前当期一般 正味財産増減額 | 0 | 0 | 0 | |
| 当期一般正味財産増減額 | 0 | 0 | 0 | |
| 一般正味財産期首残高 | 0 | 0 | 0 | |
| 一般正味財産期末残高 | 0 | 0 | 0 | |
| II 指定正味財産増減の部 | | | | |
| 当期指定正味財産増減額 | 0 | 0 | 0 | |
| 指定正味財産期首残高 | 0 | 0 | 0 | |
| 指定正味財産期末残高 | 0 | 0 | 0 | |
| III 正味財産期末残高 | 0 | 0 | 0 | |

協会経費 349,929 (前年度 351,552)

令和6年度 第2回総務企画委員会 次 第

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

日時：令和6年10月18日（金）

15：00～16：30

場所：協会大会議室及びオンライン

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

<審議事項>

- (1) 令和7年度再商品化実施委託単価（案）、令和7年度市町村経費単価（案）及び
令和6年度抛出委託単価（案）について

資料1 全文（当日説明用資料／事前メール済み）

資料2 全文（当日説明用資料／事前メール済み）

資料3 全文（当日説明用資料／事前メール済み）

- (2) 令和7年度事業計画（案）について

資料4-① 概要版（当日説明用資料／事前メール済み）

資料4-② 全文（説明は省略／事前メール済み）

- (3) 令和7年度収支予算（案）について

資料5 全文（当日説明用資料／事前メール済み）

- (4) その他

※審議事項(1)～(3)については理事会上程事項

<報告事項>

- (1) 令和6年度上期事業活動報告（PETボトル下期落札結果含む）について

資料6 全文（当日説明用資料／事前メール済み）

- (2) 第1回臨時理事会、第2回定時理事会及び臨時評議員会の開催について

資料7 全文（当日説明用資料／事前メール済み）

- (3) その他

～ 裏面に続く ～

[その他の配布資料]

- ・再商品化受託状況等 (参考資料1)
- ・令和7年度再商品化の実施に向けたスケジュール (参考資料2)
- ・令和6年度第1回総務企画委員会議事録 (参考資料3)

令和6年10月18日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

令和7年度再商品化実施委託単価（案）について

令和7年度再商品化委託申込み時に必要な、再商品化義務量算定のための「算定係数」に関わる「量・比率」については、パブリックコメント終了後に確定するため「暫定値」として「量・比率」（案）を使用しています。

●「再商品化実施委託単価」算出の計算式

$$\text{再商品化実施委託単価⑥} = \frac{\text{①市町村からの引取り見込量} \times \text{②再商品化事業者見込委託単価} + \text{③協会経費} = \text{④}}{\text{⑤特定事業者等からの再商品化委託申込見込量}}$$

<令和7年度再商品化実施委託単価の算出根拠>（単価・金額共 消費税抜）

| | | ①市町村からの引取り見込量 (トン) | ②再商品化事業者見込委託単価 (円/トン) | ③協会経費 (千円) | ④再商品化総費用 (千円) ≙(①×②)+③ | ⑤特定事業者等からの再商品化実施委託申込見込量 (トン) | ⑥令和7年度再商品化実施委託単価 ≙④÷⑤ (円/トン) |
|-------------|------|--------------------|-----------------------|------------|---------------------------|------------------------------|---------------------------------|
| ガラスびん | 無色 | 100,000 | 9,800 | 84,826 | 1,064,826 | 95,900 | 11,000 |
| | 茶色 | 102,000 | 11,200 | 84,826 | 1,227,226 | 88,300 | 13,900 |
| | その他色 | 131,000 | 18,000 | 84,826 | 2,442,826 | 120,600 | 20,200 |
| PETボトル | | 7,800 | 58,000 | *928,725 | 1,381,125 | 158,000 | 8,800 |
| 紙製容器包装 | | 5,600 | 14,500 | 327,139 | 408,339 | 18,950 | 22,000 |
| プラスチック製容器包装 | | 704,620 | 63,000 | 930,000 | 45,321,000 | 726,300 | 63,000 |

注1) 上表の①引取り見込量及び②再商品化事業者見込委託単価は、協会が再商品化事業者へ委託料を支払う逆有償分が対象です。協会是有償分を含めて再商品化を実施し、別に有償分に係る収入が見込まれますが、当該収入は市町村に拠出されます。(PETボトル・紙製容器包装は、逆有償分のみ計上)

注2) 端数調整のため、(①×②) + ③が④と等しくならない、また、④÷⑤が⑥と等しくならない場合があります。

*PETボトルの協会経費予算は 1,598,721 (千円)です。これに令和6年度の有償収入に係る消費税相当額 1,013,247 (千円)を充当するため、残額は 585,474 (千円)となります。他方、有償拠出金の3月分は次年度に拠出しますが、6年度と7年度計画では7年度の額が多いため、差の 343,251 (千円)が加算されます。この結果、特定事業者の実質的な負担経費は、928,725円 (千円)となります。

(参考1) 令和6年度再商品化実施委託単価について

<令和6年度再商品化実施委託単価の算出根拠> (単価・金額共 消費税抜)

| | | ①市町村からの引取り見込量 (トン) | ②再商品化事業者見込委託単価 (円/トン) | ③協会経費 (千円) | ④再商品化総費用 (千円) ≒(①×②)+③ | ⑤特定事業者等からの再商品化実施委託申込見込量 (トン) | ⑥令和6年度再商品化実施委託単価 ≒④÷⑤ (円/トン) |
|-------------|------|--------------------|-----------------------|------------|---------------------------|------------------------------|---------------------------------|
| ガラスびん | 無色 | 100,000 | 8,700 | 84,917 | 954,917 | 92,400 | 104,00 |
| | 茶色 | 102,000 | 10,000 | 84,917 | 1,104,917 | 82,200 | 13,500 |
| | その他色 | 137,000 | 17,700 | 84,917 | 2,509,817 | 117,300 | 21,400 |
| PETボトル | | 7,700 | 56,200 | *472,773 | 905,513 | 142,000 | 6,500 |
| 紙製容器包装 | | 7,500 | 14,600 | 327,499 | 436,999 | 17,970 | 25,000 |
| プラスチック製容器包装 | | 709,629 | 61,000 | 901,000 | 44,188,000 | 716,600 | 62,000 |

注1) 上表の①引取り見込量及び②再商品化事業者見込委託単価は、協会が再商品化事業者へ委託料を支払う逆有償分が対象です。協会是有償分を含めて再商品化を実施し、別に有償分に係る収入が見込まれますが、当該収入は市町村に拠出されます。(PETボトル・紙製容器包装は、逆有償分のみ計上)

注2) 端数調整のため、(①×②)+③が④と等しくならない、また、④÷⑤が⑥と等しくありません。

*PETボトルの協会経費は1,331,554千円ですが、令和6年度有償収入に関わる消費税相当額858,781千円を充当して、同額を減額します。この結果、特定事業者の実質的な協会経費負担は、472,773千円となります。

なお、有償拠出金の前期3月と当期3月の差異35,566千円は来年度予算に持ち越し、協会経費への算入は行いません。

(参考2) 令和5年度再商品化実施委託単価について

<令和5年度再商品化実施委託単価の算出根拠> (単価・金額共 消費税抜)

| | | ①市町村からの引取り見込量 (トン) | ②再商品化事業者見込委託単価 (円/トン) | ③協会経費 (千円) | ④再商品化総費用 (千円) ≒(①×②)+③ | ⑤特定事業者等からの再商品化実施委託申込見込量 (トン) | ⑥令和5年度再商品化実施委託単価 ≒④÷⑤ (円/トン) |
|-------------|------|--------------------|-----------------------|------------|---------------------------|------------------------------|---------------------------------|
| ガラスびん | 無色 | 100,000 | 7,560 | 82,378 | 838,378 | 141,600 | 6,000 |
| | 茶色 | 102,000 | 8,670 | 82,378 | 966,718 | 118,400 | 8,200 |
| | その他色 | 143,000 | 17,500 | 82,378 | 2,584,878 | 161,400 | 16,100 |
| PETボトル | | 4,500 | 61,500 | *2,540,699 | 2,817,449 | 205,000 | 14,000 |
| 紙製容器包装 | | 7,500 | 13,000 | 325,546 | 423,046 | 18,960 | 23,000 |
| プラスチック製容器包装 | | 745,400 | 61,000 | 949,000 | 46,418,400 | 808,200 | 58,000 |

注1) 及び 注2) については上記と同様。

*PETボトルについて特定事業者が負担する費用は、再商品化委託費用276,750(千円=①×②)に協会経費を加算したものととなります。協会経費の額は、消費税負担分(2,990,000千円)を含めると3,288,251(千円)となりますが、令和5年度有償収入に関わる消費税相当額1,429,530(千円)を充当することから同額が減額となり、他方、有償拠出金の前期3月と当期3月の差異充当分681,978(千円)は加算となるため、特定事業者の実質的な負担費用は、2,540,699千円③となります。

令和7年度 市町村における協会経費負担および協会経費単価(案)について

＜基本的な考え方＞

- ①製品プラ等の再商品化に直接関係のない費用(特定事業者に関わる費用)は市町村が負担する費用から除く。
- ②製品プラ等の再商品化に関する費用として明確に区分が可能な費用(ベール品質調査費と製品分析費)は市町村負担とし、令和6年度の実績見込額を令和7年度に市町村が負担する費用として計上する(下記(2)参照)。
なお、令和7年度の実績(令和8年6月決算にて確定)と令和7年度予算で市町村が負担する金額との差額は令和9年度予算(令和8年9月策定)において市町村負担に加算する。
- ③プラスチックの協会経費から上記①②を除いた額を製品プラ等の再商品化に係るの共通経費とし、6月に実施した調査で把握した容リプラと製品プラ等の申込見込量の比率で按分する。
- ④上記②と③を足した額を市町村が負担する製品プラ等の経費額とし、その額を製品プラ等の申込見込量で割ったものが市町村の負担する協会経費単価となる。

＜協会経費単価の計算方法／金額は税抜き＞ (単位:円)

| | | |
|------------|---------------|--|
| (1) 協会経費総額 | 1,003,943,000 | 令和7年度プラスチック容器事業部経費予算 (令和6年度経費予算: 941,877,000) |
|------------|---------------|--|

| | | |
|-------------------------|------------|---|
| (2) 製品プラ等に関する品質調査・製品分析費 | 50,900,000 | 市町村負担、令和6年度実績見込額より計算 (品質調査: 33,500,000、製品分析: 17,400,000) |
|-------------------------|------------|---|

| | | |
|---|-------------|------------|
| (3) 製品プラ等の再商品化に直接関係のない経費として除かれる経費(特事関連経費) | 365,062,000 | |
| ① 商工会議所等委託費・研修費 | 47,034,000 | (全額特事分) |
| ② 申込書等印刷費・通信費 | 16,286,000 | (特事向け) |
| ③ システム関連費 | 54,842,000 | (特事向け) |
| ④ 容リプラに関する品質調査・製品分析費 | 246,900,000 | (容リ分・特事負担) |

(参考/令和7年度予算額)

| | | |
|---------------|-------------|-------------------------|
| ② 申込書等印刷費・通信費 | 19,160,000 | 特定事業者と市町村の比率=85:15 |
| ③ システム関連費 | 171,084,000 | 過去実績をベースにステークホルダーごとに按分 |
| ④ 品質調査・製品分析費 | 297,800,000 | 設備調査費のうちベール品質調査・製品分析の費用 |

| | | |
|-------------------------------|-------------|-------------------------|
| (4) 製品プラ等に関する共通経費/(1)-(2)-(3) | 587,981,000 | 容リプラと製品等プラの重量比で按分(96:4) |
| うち容リプラ・特事負担額 | 564,461,760 | |
| うち製品プラ等・市町村負担額(A) | 23,519,240 | |

| | | |
|----------------------------|---------|------|
| (5) 令和7年度市町村引取見込量・6月調査(トン) | 670,180 | 比率 |
| うち容リプラの引取見込量 | 643,526 | 96.0 |
| うち製品プラ等の引取見込量(B) | 26,654 | 4.0 |

| | | |
|----------------------------|------------|-------------------------|
| (6) 市町村が負担する協会経費額/(2)+(A) | 74,419,240 | (令和6年度: 40,854,832) |
| (7) 市町村が負担する協会経費単価/(6)÷(B) | 2,792 | 円/トン・税抜き(令和6年度: 2,275円) |

※市町村負担額＝市町村からの引取実績量×(落札単価+協会経費単価)×消費税

令和7年度 市町村における協会経費負担および協会経費単価（案）について

<基本的な考え方>

- (1)製品プラ等の再商品化に直接関係のない費用(特定事業者に関する費用)は市町村が負担する費用から除く。
- (2)製品プラ等の再商品化に関する費用として明確に区分が可能な費用(ペール品質調査費と製品分析費)は市町村負担とし、令和6年度の実績見込額を令和7年度に市町村が負担する費用として計上する(下記赤字部分参照)。なお、令和7年度の実績額(令和8年6月決算にて確定)と令和7年度予算で市町村が負担する金額(見込額)との差額は令和9年度予算(令和8年9月策定)において市町村負担に加算する。
- (3)プラスチックの協会経費から上記(1)(2)を除いた額を製品プラ等の再商品化に関係のある共通経費とし、6月に実施した調査で把握した容リプラと製品プラ等の申込見込量の比率で按分する。
- (4)上記(2)と(3)を足した額を市町村が負担する製品プラ等の経費額とし、その額を製品プラ等の申込見込量で割ったものが市町村の負担する協会経費単価となる。

(金額税抜き、単位：円)

| プラスチック容器事業部の協会経費（令和7年度予算ベース）① | | | |
|--------------------------------------|--|-----------------------------------|---|
| 1,003,943,000 | | | |
| 対象外経費② (特定事業者固有経費) 365,062,000 | 対象経費④（共通経費/①-②-③）→ 重量按分 再商品化事業者・市町村・協会全般に関わる経費 587,981,000 | | 対象経費③ (市町村固有経費) 50,900,000 |
| ・ 商工会議所等委託費 | 申込見込量総量 A (トン) | 670,180 | 容リプラの割合 D 96.0 |
| ・ 申込書等印刷通信費 | 容リプラの申込見込量 B | 643,526 | 製品プラ等の割合 E 4.0 |
| ・ システム関連費 | 製品プラ等の申込見込量 C | 26,654 | |
| ・ 容リプラの品質調査 | 共通経費のうち 特定事業者負担額⑤ (④×96/100) 564,461,760 | | 共通経費のうち 市町村負担額⑥ (④×4/100) 23,519,240 |
| ・ 製品分析の経費 | | | |
| 特定事業者が負担する協会経費⑦ (②+⑤) 929,523,760 | | 市町村が負担する協会経費⑧ (③+⑥) 74,419,240 | |

令和7年度市町村負担経費単価 (⑧/C) 2,792 (円/トン)
 令和6年度市町村経費単価 2,275 (円/トン)
 1.23 (前年比)

令和6年10月18日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

令和6年度抛出委託単価（案）について

●「抛出委託単価」算出の計算式

$$\text{抛出委託単価⑤} = \frac{(\text{①想定額} - \text{②「現に要した費用」の見込金額}) \times 1/2}{\text{④特定事業者からの再商品化委託申込量の総量}}$$

市町村への合理化抛出金は、想定額よりも「現に要した費用」が下回ってはじめて抛出されます。

<令和6年度抛出委託単価の算出根拠> (単価・金額共 消費税抜き)

| | | ①想定額※ (円) | ②「現に要した費用」 の見込額 (円) | ③ = (① - ②) 差額の見込額 ×1/2 (円) | ④再商品化 委託申込 見込量 (トン) | ⑤令和6 年度抛出 委託単価 (円/トン) |
|-------------|-----|----------------|---------------------------|-----------------------------------|------------------------------|--------------------------------|
| ガラスびん | 無色 | 601,623,103 | 783,358,000 | -181,734,000 | 85,000 | 0 |
| | 茶色 | 644,512,237 | 849,997,000 | -205,484,000 | 70,000 | 0 |
| | その他 | 1,739,783,711 | 1,838,977,000 | -99,193,000 | 110,000 | 0 |
| PETボトル | | 853,240,647 | 320,967,161 | 266,136,000 | 152,647 | 1,800 |
| 紙製容器包装 | | 37,287,135 | 53,311,000 | -16,023,000 | 19,766 | 0 |
| プラスチック製容器包装 | | 39,162,440,369 | 42,294,211,000 | -3,131,770,000 | 805,000 | 0 |

* 想定額と「現に要した費用」の見込額の差額、再商品化委託申込見込量、抛出委託単価は端数調整しています。
③については、差額の見込額(①-②)が正の場合、すなわち支給原資のある場合のみ、1/2を割っています。

※令和6年度想定額の求め方 (「想定単価」×「想定量」)

| | | 想定単価 (円/トン) | 想定量 ^{注)} (トン) | 想定額 (円) |
|-----------------|----------------|----------------|---------------------------|----------------|
| ガラスびん | 無色 | 6,315 | 95,268.900 | 601,623,103 |
| | 茶色 | 7,084 | 90,981.400 | 644,512,237 |
| | その他 | 13,967 | 124,563.880 | 1,739,783,711 |
| PETボトル | | 4,615 | 184,884.214 | 853,240,647 |
| 紙製容器包装 | | 2,676 | 13,933.907 | 37,287,135 |
| プラスチック製 容器包装 | 材料リサイクル(トレイ) | 62,253 | 319.876 | 39,162,440,369 |
| | 材料リサイクル(トレイ以外) | 59,377 | 456,993.947 | |
| | ガス化 | 47,177 | 58,402.586 | |
| | 高炉還元剤化 | 39,364 | 15,746.494 | |
| | コークス炉化学原料化 | 51,172 | 168,695.649 | |

注) 想定量は特定事業者負担分のみ。

(参考1) 令和5年度抛出委託単価について

<令和5年度抛出委託単価の算出根拠> (単価・金額共 消費税抜き)

| | | ①想定額※ (円) | ②「現に要した費用」の見込額 (円) | ③ = (① - ②) 差額の見込額 ×1/2 (円) | ④再商品化 委託申込 見込量 (トン) | ⑤ 令和5 年度 抛出 委託単価 (円/トン) |
|-------------|-----|----------------|-----------------------|-----------------------------------|------------------------------|----------------------------------|
| ガラスびん | 無色 | 601,848,801 | 698,068,000 | -96,219,000 | 135,000 | 0 |
| | 茶色 | 640,987,522 | 764,013,000 | -123,025,000 | 106,000 | 0 |
| | その他 | 1,817,597,221 | 1,827,001,000 | -9,403,000 | 147,000 | 0 |
| PETボトル | | 939,058,635 | 361,878,000 | 288,590,000 | 214,866 | 1,400 |
| 紙製容器包装 | | 38,449,255 | 53,500,000 | -15,050,000 | 21,419 | 0 |
| プラスチック製容器包装 | | 38,664,933,892 | 41,777,041,000 | -3,112,107,000 | 824,000 | 0 |

* 想定額と「現に要した費用」の見込額の差額、再商品化委託申込見込量、抛出委託単価は端数調整しています。
③については、差額の見込額 (① - ②) が正の場合、すなわち支給原資のある場合のみ、1/2を割っています。

(参考2) 令和5年度合理化抛出金実績 (令和6年9月支払い分)

| | 想定単価 (円/トン) | 想定量 (トン) | ①想定額 (円) | ②現に要した費用 (円) | ③差額 (円) (① - ②) | 合理化 抛出金 (円) ③ ÷ 2 |
|--------------------|----------------|-------------|----------------|-----------------|--------------------|-------------------------|
| ガラスびん (無色) | 6,315 | 95,304.640 | 601,848,801 | 698,497,694 | -96,648,893 | 0 |
| ガラスびん (茶色) | 7,084 | 90,483.840 | 640,987,522 | 759,891,685 | -118,904,163 | 0 |
| ガラスびん (その他の色) | 13,967 | 130,135.120 | 1,817,597,221 | 1,890,279,636 | -72,682,415 | 0 |
| PETボトル | 4,615 | 203,479.661 | 939,058,635 | 384,949,126 | 554,109,509 | 277,054,755 |
| 紙製容器包装 | 2,676 | 14,368.182 | 38,449,255 | 54,829,576 | -16,380,321 | 0 |
| 材料リサイクル (トレイ) | 62,253 | 360.724 | 22,456,151 | 20,431,029 | | |
| 材料リサイクル (トレイ以外) | 59,377 | 403,474.592 | 23,957,110,849 | 23,758,807,906 | | |
| ガス化 | 47,177 | 57,216.580 | 2,699,306,594 | 2,792,779,147 | | |
| 高炉還元剤化 | 39,364 | 17,827.920 | 701,778,242 | 711,002,507 | | |
| コークス炉 化学原料化 | 51,172 | 220,516.729 | 11,284,282,056 | 11,768,409,285 | | |
| プラスチック製 容器包装 計 | - | 699,396.545 | 38,664,933,892 | 39,051,429,874 | -386,495,982 | 0 |
| 合計 | - | - | - | - | - | 277,054,755 |

以上

令和7年度収支予算書(正味財産増減計算ベース)(案)

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位:千円)

| 科 目 | 当年度 | 前年度 | 増 減 | 備 考 |
|-----------------------|------------|------------|-------------|------------------------------|
| I 一般正味財産増減の部 | | | | |
| 1. 経常増減の部 | | | | |
| (1) 経常収益 | | | | |
| ① 基本財産運用益 | 240 | 240 | 0 | |
| 基本財産受取利息 | 240 | 240 | 0 | 国債運用 |
| ② 事業収益 | 70,404,411 | 66,029,056 | 4,375,355 | |
| 再商品化受託料収益 | 56,119,796 | 54,099,822 | 2,019,974 | 実施委託料内訳 |
| (特定事業者・実施委託料) | | | | ①ガラスびん 4,769,666 |
| | | | | ②PETボトル 1,445,754 |
| | | | | ③紙 427,989 |
| | | | | ④プラスチック(認定計画分含む) 49,476,387 |
| 再商品化受託料収益 | 302,241 | 330,894 | △ 28,653 | 拠出委託料はPETボトルのみで発生 |
| (特定事業者・拠出委託料) | | | | |
| 再商品化受託料収益 | 821,744 | 835,765 | △ 14,021 | 市町村負担分の申込 |
| (市町村・容り分) | | | | |
| 再商品化受託料収益 | 1,928,982 | 1,249,992 | 678,990 | 市町村からの製品プラ等の申込 |
| (市町村・製品プラ等分) | | | | 26,654t (前年度 17,959t) |
| 再商品化委託料収益 | 11,231,648 | 9,512,583 | 1,719,065 | 有償入札分内訳 ()内は有償分の引取見込量 |
| (有償入札分) | | | | ①PETボトル 11,145,716(182,567t) |
| | | | | ②紙 85,932(8,400t) |
| 経常収益計 | 70,404,651 | 66,029,296 | 4,375,355 | |
| (2) 経常費用 | | | | |
| ① 事業費 | | | | |
| 再商品化委託事業 | 70,060,953 | 65,661,562 | 4,399,391 | ※数字は市町村からの引取見込量(逆有償分) |
| (主な内訳) | | | | |
| ガラスびん再商品化委託料 | 4,928,440 | 4,746,390 | 182,050 | 333,000t (前年度 339,000t) |
| PETボトル再商品化委託料 | 497,640 | 476,014 | 21,626 | 7,800t (前年度 7,700t) |
| 紙再商品化委託料 | 89,320 | 120,450 | △ 31,130 | 5,600t (前年度 7,500t) |
| プラスチック再商品化委託料(容り分) | 44,596,352 | 45,737,642 | △ 1,141,290 | 704,620t (認定計画分含む) |
| プラスチック再商品化委託料(認定計画分) | 4,262,360 | 1,804,609 | 2,457,751 | (前年度 709,629t) |
| プラスチック再商品化委託料(製品プラ等分) | 1,847,123 | 1,205,049 | 642,074 | |
| 役員報酬 | 64,562 | 64,562 | 0 | 通勤手当含む |
| 給与手当 | 147,460 | 134,488 | 12,972 | 通勤手当含む |
| 設備等調査費 | 649,000 | 580,305 | 68,695 | |
| 旅費交通費 | 25,850 | 26,774 | △ 924 | |
| コンピュータ処理料 | 458,700 | 447,700 | 11,000 | |
| 再商品化業務システム改善費 | 53,902 | 55,000 | △ 1,098 | |
| 商工会議所等委託費・研修費 | 99,495 | 105,941 | △ 6,446 | |
| 申込書等印刷費・通信費 | 42,900 | 50,600 | △ 7,700 | |
| 賃借料 | 52,668 | 52,668 | 0 | |
| 租税公課 | 1,340,700 | 1,060,410 | 280,290 | |
| 市町村拠出支出(合理化拠出金) | 302,241 | 330,894 | △ 28,653 | |
| 市町村拠出支出(有償入札拠出金) | 10,553,840 | 8,612,236 | 1,941,604 | |
| 普及及び啓発 | 34,100 | 33,220 | 880 | |
| 業務内容に関する説明会等の開催 | 19,800 | 22,660 | △ 2,860 | 会議費 6,600 旅費交通費 2,200 |
| | | | | 官報・広告掲載費 7,480 |
| パンフレット等の作成及び配布 | 14,300 | 10,560 | 3,740 | リチウムイオン電池混入防止対応 4,600 |
| 情報の収集及び提供 | 40,704 | 64,792 | △ 24,088 | |
| 会報の発行等 | 40,704 | 64,792 | △ 24,088 | 会報発行(4回) 24,200 |
| | | | | HP運用 7,152 環境イベント等 8,800 |
| 交流及び協力 | 5,720 | 9,020 | △ 3,300 | |
| 国内外関係機関との交流及び協力 | 5,720 | 9,020 | △ 3,300 | 欧州、中国、ベトナム、インドネシア視察 |
| 事業費計 | 70,141,477 | 65,768,594 | 4,372,883 | |

(単位:千円)

| 科 目 | 当年度 | 前年度 | 増減 | 備 考 |
|-----------------------|------------|------------|-----------|-----------------|
| ②管理費 | | | | |
| 役員報酬 | 33,238 | 33,238 | 0 | 通勤手当含む |
| 給与手当 | 91,740 | 89,904 | 1,836 | 通勤手当含む |
| 福利厚生費 | 45,340 | 45,900 | △ 560 | 法定福利費他 |
| 退職給付費用 | 24,100 | 22,500 | 1,600 | |
| 旅費交通費 | 264 | 264 | 0 | |
| 会議費 | 924 | 1,000 | △ 76 | 理事会・評議員会開催費 |
| 什器備品費 | 484 | 484 | 0 | |
| 減価償却費 | 100 | 100 | 0 | |
| 消耗品費 | 1,100 | 1,100 | 0 | |
| 修繕費 | 112 | 112 | 0 | |
| 印刷製本費 | 3,300 | 3,080 | 220 | |
| 通信運搬費 | 3,520 | 2,640 | 880 | |
| 租税公課 | 100 | 100 | 0 | |
| 光熱水費 | 1,980 | 1,760 | 220 | |
| 賃借料 | 29,832 | 31,920 | △ 2,088 | |
| 渉外費 | 440 | 440 | 0 | |
| 委託費 | 10,560 | 10,340 | 220 | 弁護士・公認会計士等への謝金 |
| 保険料 | 1,300 | 1,300 | 0 | 役員賠償責任保険等 |
| 会費 | 1,540 | 1,432 | 108 | 研修費含む |
| 図書購入費 | 1,540 | 1,540 | 0 | |
| 倉庫保管料 | 3,300 | 3,628 | △ 328 | |
| その他雑費等 | 8,360 | 7,920 | 440 | 室内清掃、銀行振込関連手数料等 |
| 管理費計 | 263,174 | 260,702 | 2,472 | |
| 経常費用計 | 70,404,651 | 66,029,296 | 4,375,355 | |
| 当期経常増減額 | 0 | 0 | 0 | |
| 2. 経常外増減の部 | | | | |
| (1) 経常外収益 | | | | |
| 経常外収益計 | 0 | 0 | 0 | |
| (2) 経常外費用 | | | | |
| 経常外費用計 | 0 | 0 | 0 | |
| 当期経常外増減額 | 0 | 0 | 0 | |
| 他会計振替前当期一般 正味財産増減額 | 0 | 0 | 0 | |
| 当期一般正味財産増減額 | 0 | 0 | 0 | |
| 一般正味財産期首残高 | 62,576 | 62,590 | △ 14 | |
| 一般正味財産期末残高 | 62,576 | 62,590 | △ 14 | |
| II 指定正味財産増減の部 | | | | |
| 当期指定正味財産増減額 | 0 | 0 | 0 | |
| 指定正味財産期首残高 | 120,285 | 120,285 | 0 | |
| 指定正味財産期末残高 | 120,285 | 120,285 | 0 | |
| III 正味財産期末残高 | 182,861 | 182,875 | △ 14 | |

中央環境審議会循環型社会部会（第57回） 議事次第

<日時>

令和6年9月19日（木）13:00～15:00

<場所>

環境省第2・3会議室及びWEB会議システム

<議題>

- (1) 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更について
- (2) その他（報告事項）

<資料>

- 資料1-1 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更について
- 資料1-2 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」新旧対照表（案）
- 参考資料1 第五次循環型社会形成推進基本計画の決定について
- 参考資料2 第10回廃棄物処理基準等専門委員会の開催について
- 参考資料3 バーゼル条約における e-waste に係る附属書改正とそれに伴う対応について
- 参考資料4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更について
- 参考資料5 プラスチック資源循環の促進について
- 参考資料6 中央環境審議会循環型社会部会 委員名簿

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」 の変更について

廃棄物処理法の基本方針の変更について



- 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」は、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき定められている。
- 前回の令和5年の見直しにおいては、2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物処理を取り巻く情勢が変化していることを踏まえ、
 - 廃棄物分野における脱炭素化の推進
 - 循環経済への移行に向けた取組の推進
 - 廃棄物処理施設整備の広域化・集約化
 - デジタル技術の活用等による動静脈連携などに関する変更を行った。
- 他方で、廃棄物の減量化の目標量等の目標値については、第五次循環型社会形成推進基本計画の議論とあわせて検討することとされていた。今般、令和6年8月に決定された第五次循環型社会形成推進基本計画と整合させる形で、目標値を改定することとしたい。

基本方針の改定イメージ①

- 基本方針の改定に当たっては、第五次循環型社会形成推進基本計画の目標値と整合させる形とし、下記の目標値としてはどうか。
- ⑫～⑭の3指標については相当程度の進捗が見られている。各リサイクル法などに基づく対応が進められているところ、各論的な指標であることから削除してはどうか。

| 現行の基本方針 | | 改定後の基本方針案 | |
|--------------------|---|---|-----------------------------------|
| 指標 | 目標値 (目標年度) | 目標値 (目標年度) | 出所など |
| ①一般廃棄物の排出量 | 平成24年度比約16%削減 (令和7年度) ※45百万トン (H24年度) → 約38百万トン (R7年度) | 令和4年度比約9%削減 (令和12年度) ※40百万トン (R4年度) → 約37百万トン (R12年度) | 第五次循環計画における循環利用率等の目標値の算出過程で設定した値。 |
| ②一人一日当たりの家庭系ごみ排出量 | 約440グラム (令和9年度) ※H24年度は533グラム | 約478グラム (令和12年度) ※R4年度は496グラム | |
| ③一般廃棄物の出口側循環利用率 | 約28% (令和9年度) | 約26% (令和12年度) ※R4年度は約20% | 第五次循環計画 |
| ④一人一日当たりごみ焼却量 (追加) | — ※H24年度は743グラム | 約580グラム (令和12年度) ※R4年度は679グラム | |
| ⑤一般廃棄物の最終処分量 | 平成24年度比約31%削減 (令和7年度) ※4.7百万トン (H24年度) → 約3.2百万トン (R7年度) | 令和4年度比約5%削減 (令和12年度) ※3.4百万トン (R4年度) → 約3.2百万トン (R12年度) | 第五次循環計画における循環利用率等の目標値の算出過程で設定した値。 |
| ⑥産業廃棄物の排出量 | 平成24年度比約3%増加に抑制 (令和7年度) ※379百万トン (H24年度) → 約390百万トン (R7年度) | 令和4年度比約1%増加に抑制 (令和12年度) ※370百万トン (R4年度) → 約374百万トン (R12年度) | |
| ⑦産業廃棄物の出口側循環利用率 | 約38% (令和7年度) | 約37% (令和12年度) ※R4年度は約37% | 3 |
| ⑧産業廃棄物の最終処分量 | 平成24年度比約24%削減 (令和7年度) ※13百万トン (H24年度) → 約10百万トン (R7年度) | 令和4年度比約10%削減 (令和12年度) ※8.7百万トン (R4年度) → 約7.8百万トン (R12年度) | |

基本方針の改定イメージ②

- 基本方針の改定に当たっては、第五次循環型社会形成推進基本計画の目標値と整合させる形とし、下記の目標値としてはどうか。
- ⑫～⑭の3指標については相当程度の進捗が見られている。各リサイクル法などに基づく対応が進められているところ、各論的な指標であることから削除してはどうか。

| 現行の基本方針 | | 改定後の基本方針案 | |
|--|-------------------|------------------------------------|---------|
| 指標 | 目標値 (目標年度) | 目標値 (目標年度) | 出所など |
| ⑨廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合 (変更なし) | 46% (令和9年度) | 46% (令和9年度) ※R2年度は約41% | 第五次循環計画 |
| ⑩一般廃棄物の最終処分場の残余年数 | 22.4年分を維持 (令和7年度) | 22.4年分を維持 (令和12年度) ※R4年度は23.4年分 | 第五次循環計画 |
| ⑪産業廃棄物の最終処分場の残余年数 | 17年分を維持 (令和7年度) | 17年分を維持 (令和12年度) ※R4年度は20.8年分 | 第五次循環計画 |
| ⑫家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数 | 200以上 | 削除 | |
| ⑬小売業者が家電法に基づく引取義務を負わない特定家庭用機器一般廃棄物の回収体制を構築している市町村の割合 | 100% | 削除 | |
| ⑭使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合 | 80%以上 | 削除 | |

今後のスケジュール（予定）

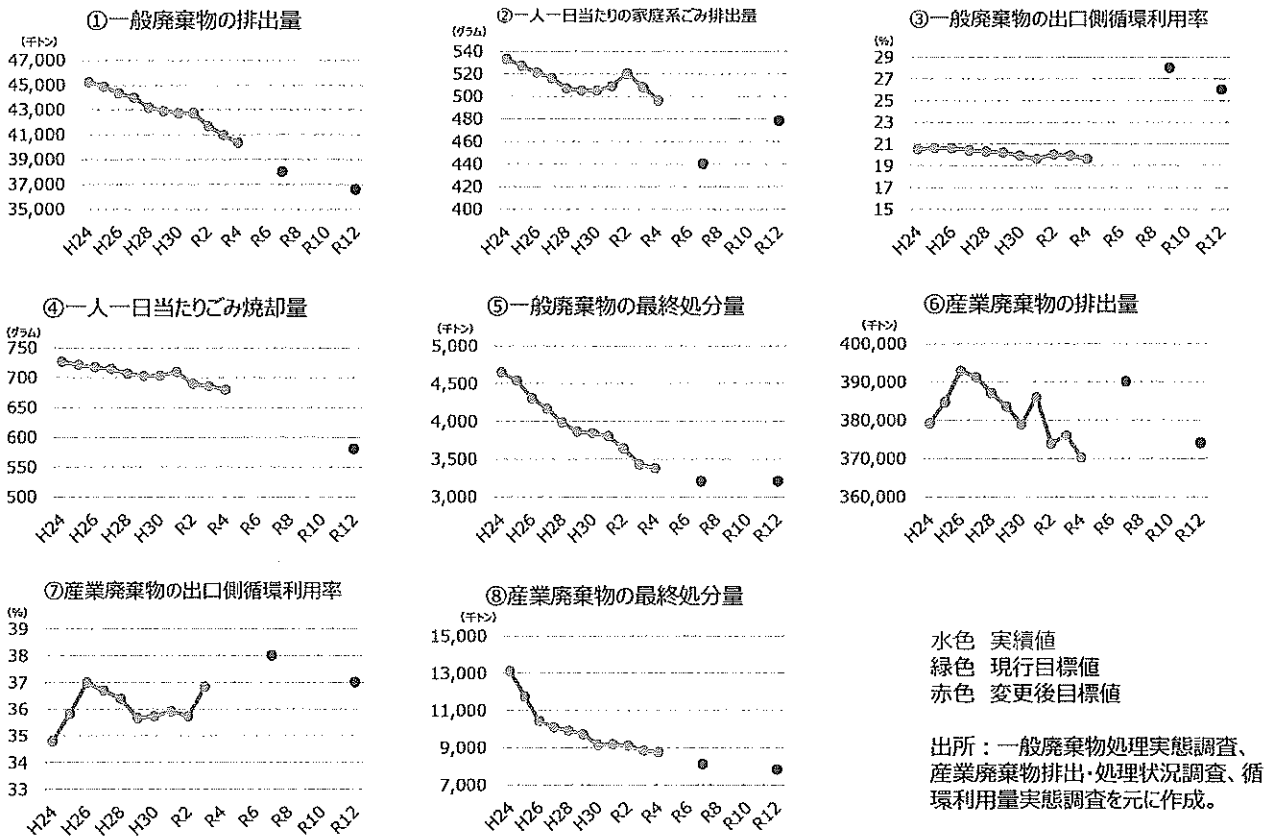
- 基本方針の変更は、以下のスケジュールで検討を進めていく。

| | |
|-----------|-------------------------|
| 令和6年9月19日 | 第57回循環型社会部会（変更の骨子案について） |
| 11月 | 意見公募 |
| 12月 | 第58回循環型社会部会（変更案について） |
| 令和7年2月 | 公布 |

参考：循環計画と廃掃法基本方針の指標

| 第四次循環計画 | 第五次循環計画 | 廃掃法基本方針（現行） | 廃掃法基本方針（変更） |
|------------------|--------------|------------------|------------------|
| 出口側の循環利用率 | 出口側の循環利用率 | なし | なし |
| 一般廃棄物の出口側の循環利用率 | なし | 一般廃棄物の出口側の循環利用率 | 一般廃棄物の出口側の循環利用率 |
| 産業廃棄物の出口側の循環利用率 | なし | 産業廃棄物の出口側の循環利用率 | 産業廃棄物の出口側の循環利用率 |
| 最終処分量 | 最終処分量 | なし | なし |
| 一般廃棄物の排出量 | なし | 一般廃棄物の排出量 | 一般廃棄物の排出量 |
| 一般廃棄物の最終処分量 | なし | 一般廃棄物の最終処分量 | 一般廃棄物の最終処分量 |
| 産業廃棄物の排出量 | なし | 産業廃棄物の排出量 | 産業廃棄物の排出量 |
| 産業廃棄物の最終処分量 | なし | 産業廃棄物の最終処分量 | 産業廃棄物の最終処分量 |
| 一人一日当たりの家庭系ごみ排出量 | なし | 一人一日当たりの家庭系ごみ排出量 | 一人一日当たりの家庭系ごみ排出量 |
| なし | 一人一日当たりごみ焼却量 | なし | 一人一日当たりごみ焼却量 |

参考：各指標の実績について



参考：廃棄物処理法基本方針の関連法令

● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（抄）

（基本方針）

第五条の二 環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向
- 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項
- 三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項
- 四 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的事項

五 非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策の推進を図るために必要な事項

六 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

3 環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、都道府県知事の意見を聴かななければならない。

4 環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

参考：廃掃法基本方針の概要

- 廃掃法の基本方針では、第二章に廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標について設定している。
- 第三章以降には、各主体の役割など、具体的な取組内容を含めた施策を推進するための基本的事項等を定めている。

基本方針の全体構成

| |
|---|
| 一 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向 |
| 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項 |
| 三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項 |
| 四 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的な事項 |
| 五 非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項 |
| 六 その他廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項 |

各主体の役割

| 国民の役割 | 事業者の役割 | 地方公共団体の役割 | 国の役割 |
|---|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ●商品購入の際、環境に配慮された商品を選択 ●廃棄物の排出抑制 ●リユース、分別排出 など | <ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物の排出抑制 ●物の製造、加工、販売時の配慮 ●リサイクルの推進 ●廃棄物の適正な処理の確保 など | <ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物の分別収集、リサイクルの推進 ●廃棄物の適正な処理を確保するための取組 ●廃棄物処理の広域化・集約化 など | <ul style="list-style-type: none"> ●各種法制度の整備、適切な運用 ●国民、事業者、地方公共団体の取組の促進・支援 ●廃掃法の特例制度等の円滑な運用 など |

三 (略)
 四 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的な事項
 (略)
 1. 今後の要最終処分量と全国的な施設整備の目標
 (1) 一般廃棄物処理施設
 イ 中間処理施設
 一般廃棄物の中間処理施設について、国は、本基本方針による廃棄物の減量化の目標年度である令和十二年度において必要な処理能力を確保できるよう、その整備を推進する。
 このうち、再生に係る施設については、効率的な立地等にも配慮しつつ必要な施設の整備を推進する。とりわけ、食品廃棄物の再生利用に係る施設については、食品リサイクル法等に基づき、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用の取組の更なる促進が求められていること等も踏まえ、必要な処理能力を確保できよう、他の市町村や民間の廃棄物処理業者とも連携して処理能力の向上に取り組み、また、焼却施設については、焼却が必要な一般廃棄物量を適正に焼却できるよう、広域的かつ計画的な整備を推進することとする。この際、発電施設等の熱回収が可能な焼却施設の導入や高効率化を優先するものとする。中長期的には、焼却される全ての一般廃棄物について熱回収が図られるよう取組を推進していくものとする。令和二年度において、廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合の実績は約四十一パーセントである。これに対し、令和九年度において、廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合を四十六パーセントに増加させることを目標とする。
 ロ 最終処分場
 一般廃棄物の最終処分場の残余年数については、二十二・四年の水準を維持するものとする。しかしながら、地域によっては一般廃棄物の最終処分場の残余年数が逼迫している場合があることに鑑み、残余年数の予測を行いつつ、地域ごとに必要となる最終処分場の確保を今後とも継続的に確保するものとする。また、国は、最終処分場に埋め立てた廃棄物を有効活用・減量化するための取組を支援する。
 (2) 産業廃棄物処理施設
 イ 中間処理施設
 産業廃棄物の中間処理施設について、国は、本基本方針による廃棄物の減量化の目標年度である令和十二年度において必要な処理能力を確保できるよう、その整備を推進する。
 このうち、再生に係る施設については、効率的な立地等にも配慮しつつ必要な施設の整備を推進する。
 また、焼却施設については、地域ごとの発生量のばらつきを考慮しつつ、必要な焼却量を適正に焼却できる処理能力を確保できるよう整備することを目標とする。

(以下「特定家庭用機器一般廃棄物」という。)のうち、小売業者が同法に基づく引取義務を負わないものの回収体制を構築している市町村の割合について、百パーセントまで増大させる。
 ハ 使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合について八十パーセント以上に増大させる。
 三 (略)
 四 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的な事項
 (略)
 1. 今後の要最終処分量と全国的な施設整備の目標
 (1) 一般廃棄物処理施設
 イ 中間処理施設
 一般廃棄物の中間処理施設について、国は、本基本方針による廃棄物の減量化の目標年度である令和七年において必要な処理能力を確保できるよう、その整備を推進する。
 このうち、再生に係る施設については、効率的な立地等にも配慮しつつ必要な施設の整備を推進する。とりわけ、食品廃棄物の再生利用に係る施設については、食品リサイクル法等に基づき、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用の取組の更なる促進が求められていること等も踏まえ、必要な処理能力を確保できよう、他の市町村や民間の廃棄物処理業者とも連携して処理能力の向上に取り組み、また、焼却施設については、焼却が必要な一般廃棄物量を適正に焼却できよう、広域的かつ計画的な整備を推進することとする。この際、発電施設等の熱回収が可能な焼却施設の導入や高効率化を優先するものとする。中長期的には、焼却される全ての一般廃棄物について熱回収が図られるよう取組を推進していくものとする。現状(令和二年度)において、廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合の実績は約四十一パーセントである。これに対し、令和九年度において、廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合を四十六パーセントに増加させることを目標とする。
 ロ 最終処分場
 令和三年三月三十一日現在の一般廃棄物の最終処分場の残余年数は二十二・四年であり、この水準を維持するものとする。しかしながら、地域によっては一般廃棄物の最終処分場の残余年数が逼迫している場合があることに鑑み、残余年数の予測を行いつつ、地域ごとに必要となる最終処分場の確保を今後とも継続的に確保するものとする。また、国は、最終処分場に埋め立てた廃棄物を有効活用・減量化するための取組を支援する。
 (2) 産業廃棄物処理施設
 イ 中間処理施設
 産業廃棄物の中間処理施設について、国は、本基本方針による廃棄物の減量化の目標年度である令和七年において必要な処理能力を確保できるよう、その整備を推進する。
 このうち、再生に係る施設については、効率的な立地等にも配慮しつつ必要な施設の整備を推進する。
 また、焼却施設については、地域ごとの発生量のばらつきを考慮しつつ、必要な焼却量を適正に焼却できる処理能力を確保できるよう整備することを目標とする。

この際、熱回収が可能な焼却施設の整備を優先するものとする。

ロ 最終処分場
 産業廃棄物の最終処分場については、産業廃棄物の排出量が経済情勢に左右されることや、再生利用及び減量化の進展により最終処分量が減少傾向にある一方で最終処分場の新たな整備が困難な状況も見られることを考慮し、本基本方針による廃棄物の減量化の目標年度である令和十二年度において、要最終処分量の十七年分を維持することを当面の目標とする。

民間事業者による整備を基本としつつ、産業廃棄物の適正処理を確保するために必要がある場合において、国は、廃棄物処理センター等の公共関与による施設整備を促進する。

2～5 (略)
 五・六 (略)

この際、熱回収が可能な焼却施設の整備を優先するものとする。

ロ 最終処分場
 産業廃棄物の最終処分場については、産業廃棄物の排出量が経済情勢に左右されることや、再生利用及び減量化の進展により最終処分量が減少傾向にある一方で最終処分場の新たな整備が困難な状況も見られることを考慮し、本基本方針による廃棄物の減量化の目標年度である令和十七年度において、要最終処分量の十七年分を維持することを当面の目標とする。

民間事業者による整備を基本としつつ、産業廃棄物の適正処理を確保するために必要がある場合において、国は、廃棄物処理センター等の公共関与による施設整備を促進する。

2～5 (略)
 五・六 (略)